
第3期宝達志水町子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

宝達志水町

はじめに

本町では、「子どもは宝、明るく、笑顔がかがやく町」を基本理念として、第2期子ども・子育て支援事業計画を策定し、住民、地域、行政の協働による子育て環境の整備に取り組んできました。

急速な少子化が進む中、子育てをめぐる環境も変化を続けています。令和2年度「子ども・子育て支援法」の改正による幼児教育・保育の無償化、令和6年度「児童福祉法」や「子ども・子育て支援法」の改正による経済的支援の拡充及び妊娠期からの切れ目のない相談支援の充実など、包括的な支援体制等の強化が進められています。

子どもは、未来を担うかけがえのない宝であり、これからの本町の発展を考える上で欠かせない貴重な人材です。子どもや子育て家庭を取り巻く環境がめまぐるしく変化する中で、核家族化や就労環境の変化などにより、子育てへの負担感や孤独感を抱える保護者の方も増えております。

次代を担う子どもたちの健やかな育ちと保護者の子育てを町全体でサポートする環境を整えるため、「第3期子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

そこで、本町では、国のこども未来戦略「加速化プラン」に即応し、社会全体での子育て環境を充実し、すべての子どもたちが未来に夢や希望を抱いて健やかに成長できるよう、子どもと家庭を育むための環境整備を一層推進していきます。

子どもたちは元より、町民の皆さまに、宝達志水町で生まれ育ち、そして暮らすことができ良かったと心から感じて貰えるよう、本計画の推進に努めてまいります。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました子ども・子育て会議の皆さまをはじめ、「第3期子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査」やパブリックコメント等を通じて貴重なご意見を賜りました町民の皆さま、そして、関係者の皆さまに心より御礼申し上げます。

宝達志水町長 寶達典久

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画の趣旨と背景.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	2
第2章 子どもを取り巻く現状	3
1 統計による本町の状況.....	3
2 子ども・子育て支援新制度におけるニーズ調査結果の概要.....	8
3 前回計画の評価.....	15
4 宝達志水町の子育てにおける課題.....	21
第3章 計画の基本的な方向	23
1 計画の基本理念.....	23
2 子ども子育て支援の重点的視点.....	24
3 計画の基本目標.....	25
4 施策の体系.....	26
第4章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業計画	27
1 教育・保育提供区域について.....	27
2 保育の必要性の認定について.....	28
3 幼児期の学校教育・保育(量の見込み、提供体制の確保内容、実施期)	29
4 学校教育・保育の一体的な提供と体制の確保.....	31
5 地域子ども・子育て支援事業(量の見込み、提供体制の確保内容、実施期)	32
第5章 子ども・子育て支援関連事業	39
1 地域における子育てを支える仕組みづくり.....	42
2 子どもの健やかな成長を育む環境づくり.....	57
3 親と子の心とからだの健康づくり.....	64
4 配慮が必要な子ども・家庭を支える仕組みづくり.....	79
5 仕事と家庭を両立させる環境づくり.....	91
第6章 計画の推進	93
1 計画の進行管理.....	93
2 計画の推進体制.....	94
資料編.....	95

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画の趣旨と背景

わが国では少子化が深刻化する中で、子育てをめぐる環境は変化し続けています。特に女性の社会進出が進んだことによる待機児童の慢性的な発生や、核家族化の進行や地域とのつながりの希薄化により、地域の人々から子育てに関する助言や支援を得られないことが全国的に大きな課題となりました。このような中で、いかに子どもにとって良い育ちの環境を整備するのが重要となっています。

国では、少子化対策として平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、総合的な取り組みを進めてきました。子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が制定され、子ども・子育てに関する支援制度が構築されました。新制度では、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、制度・財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことが掲げられました。

また、令和元年6月に「児童福祉法」および「児童虐待防止法」の改正により、児童虐待の発生予防や虐待発生時の迅速かつ的確な対応が明確化され、同年10月、重要な少子化対策の1つとして、幼児教育・保育の無償化が実施されました。無償化は、幼児教育の負担軽減を図ることで、すべての子どもたちに質の高い教育の機会を保障し、生涯にわたる人格形成の基礎を培うことを目的としています。さらに、令和3年に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定、令和5年には「こども基本法」が施行され、「こどもまんなか社会」の実現をめざす「こども家庭庁」が創設されました。令和6年6月に子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が成立し、こども未来戦略の「加速化プラン」が盛り込まれました。

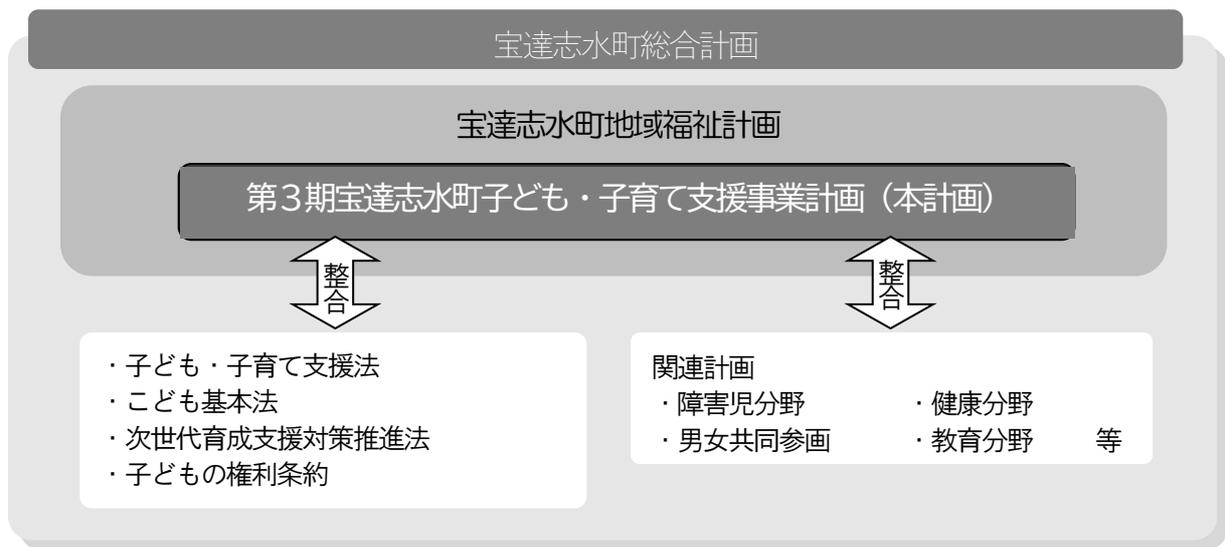
本町では、平成27年に「第1期宝達志水町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、令和2年からは「第2期宝達志水町子ども・子育て支援事業計画」として、住民、地域、行政の協働による子育て環境の整備に取り組んできました。しかし、本町においても深刻な少子化や世帯規模の縮小、「共働き・共育て」による保育ニーズの変化等、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。こども未来戦略「加速化プラン」として「ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援が強化」されるとともに、「すべてのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」等が求められています。

以上のことを踏まえ、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に、「第3期宝達志水町子ども・子育て支援事業計画(本計画)」を策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。また、本計画は、上位計画である「宝達志水町総合計画」や、その他関連計画との整合性を図るとともに、「子どもの権利条約」が定めるあらゆる子どもの人権の尊重と子どもの最善の利益を考慮して策定しています。

なお、本計画は、少子化解消推進対策とも深くかかわりを持つため、次世代育成支援対策推進法に基づく「宝達志水町次世代育成支援行動計画」の考え方を継承するものとなります。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。計画の最終年度である令和11年度には、計画の達成状況の確認と見直しを行います。

(年度)									
R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
第3期宝達志水町子ども・子育て支援事業計画（本計画）									
<div style="border: 2px solid black; padding: 10px; display: inline-block; transform: rotate(-15deg);"> 評価・ 計画策定 </div>					次期計画				
					<div style="border: 2px solid black; padding: 10px; display: inline-block; transform: rotate(-15deg);"> 評価・ 計画策定 </div>				

第2章 子どもを取り巻く現状

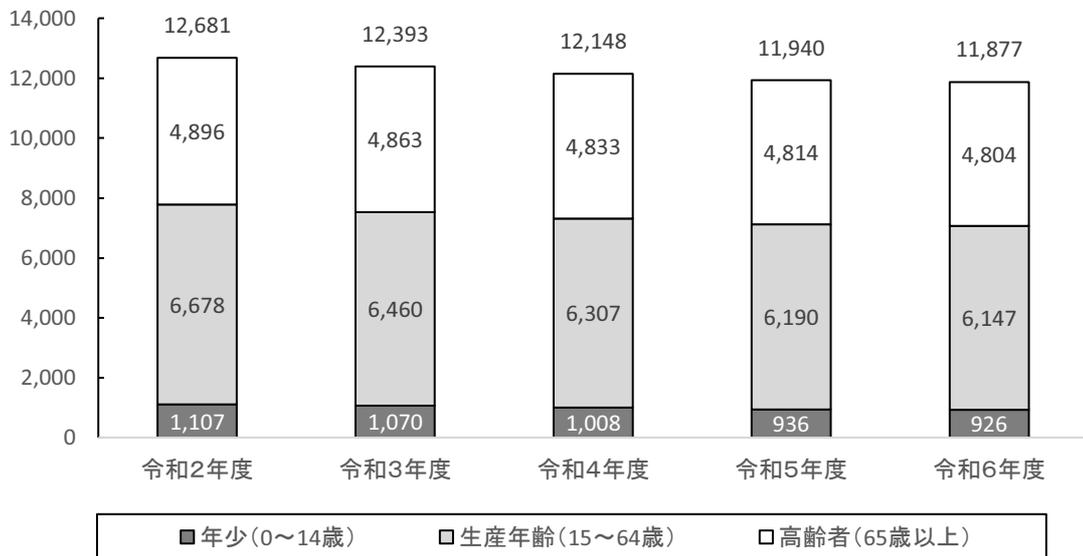
1 統計による本町の状況

(1) 人口等の推移

①人口

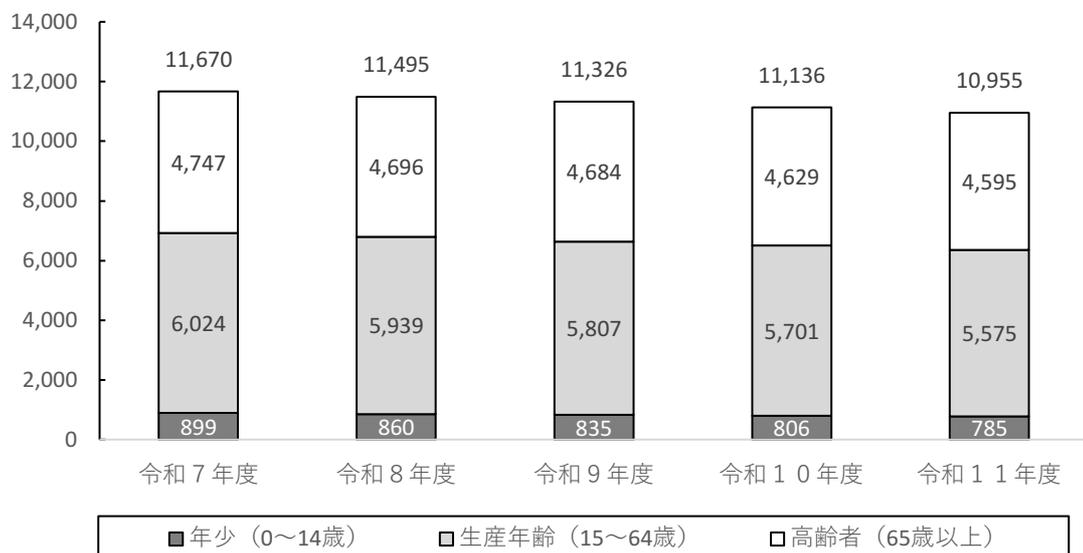
総人口の推移についてみると、年々減少傾向にあり、令和6年度では11,877人となっています。また、年齢3区分別に人口の推移をみると、「0～14歳」「15～64歳」は年々減少しており、これまで増加傾向であった「65歳以上」も令和2年度を境に、毎年減少しています。

■推移 (人)



資料:住民課(各年度3月31日現在)
令和6年度は7月末現在

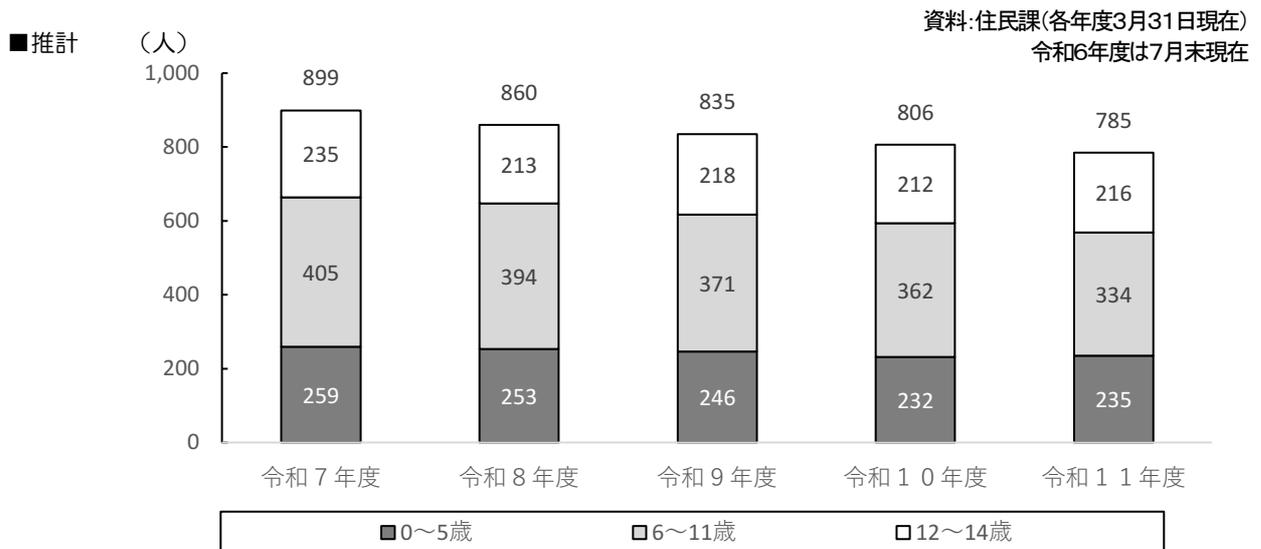
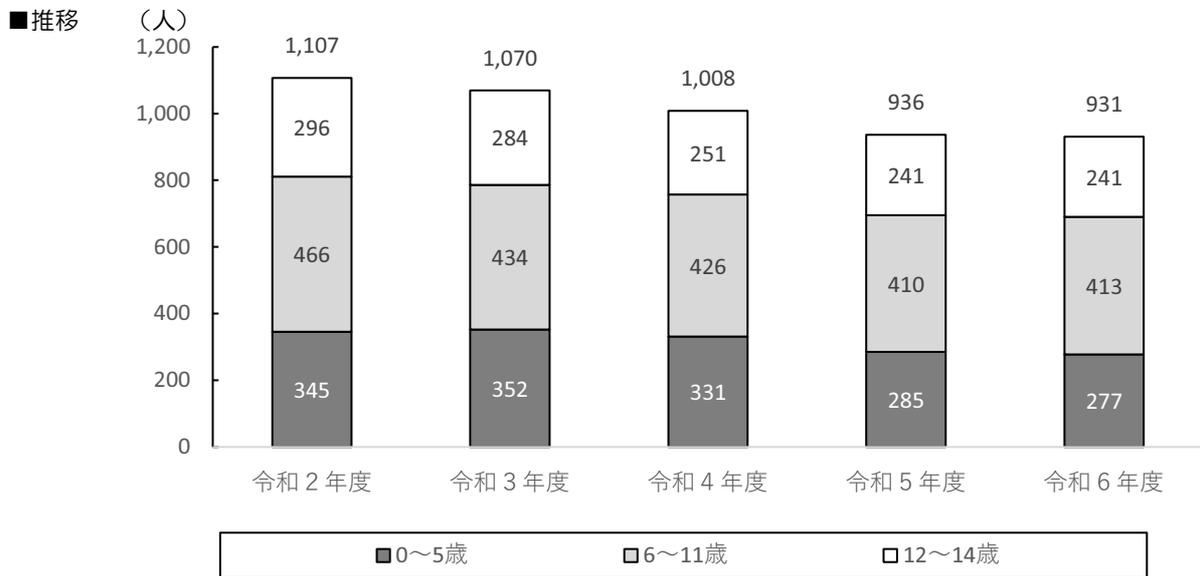
■推計 (人)



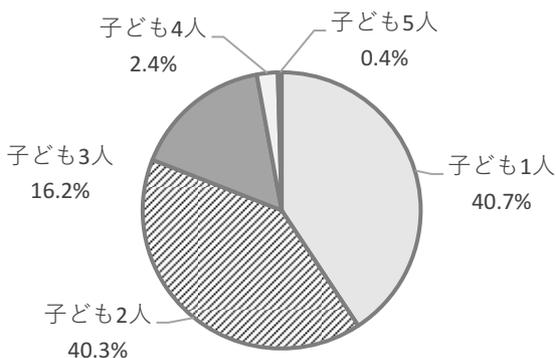
②年少人口

年少人口についてみると、各年齢区分すべてで減少傾向にあり、令和6年度では「0～5歳」が277人、「6～11歳」が413人、「12～14歳」が241人となっています。

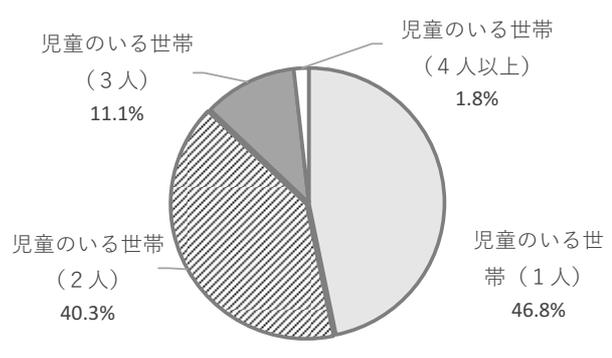
本町の子育て世帯の子どもの数は、全国と比較して多子世帯が多い傾向にあります。



■子どものいる世帯の児童数 N=1,942

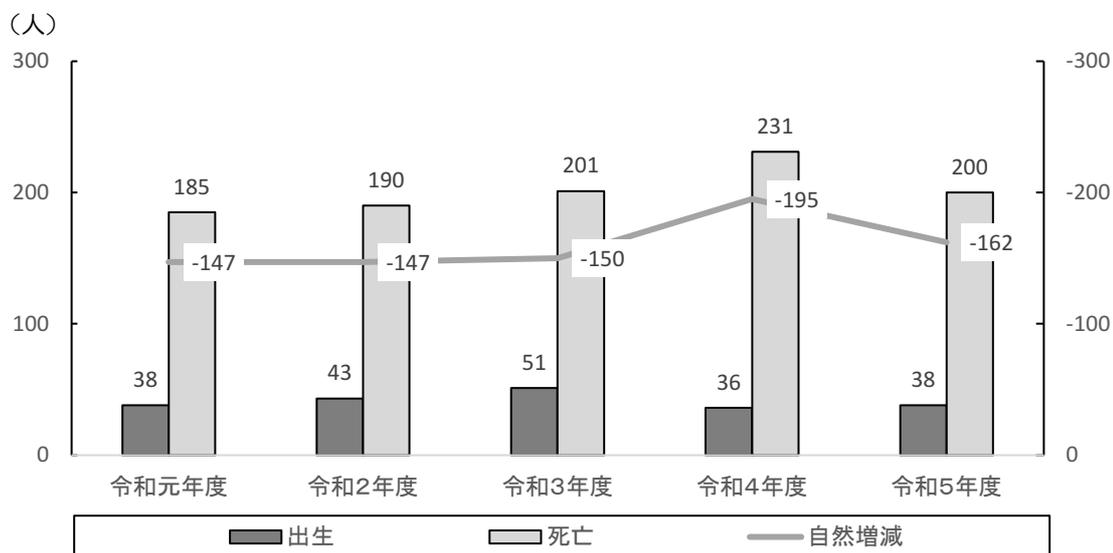


【参考】国の統計：子どものいる世帯の児童数



(2) 出生数、死亡数の推移

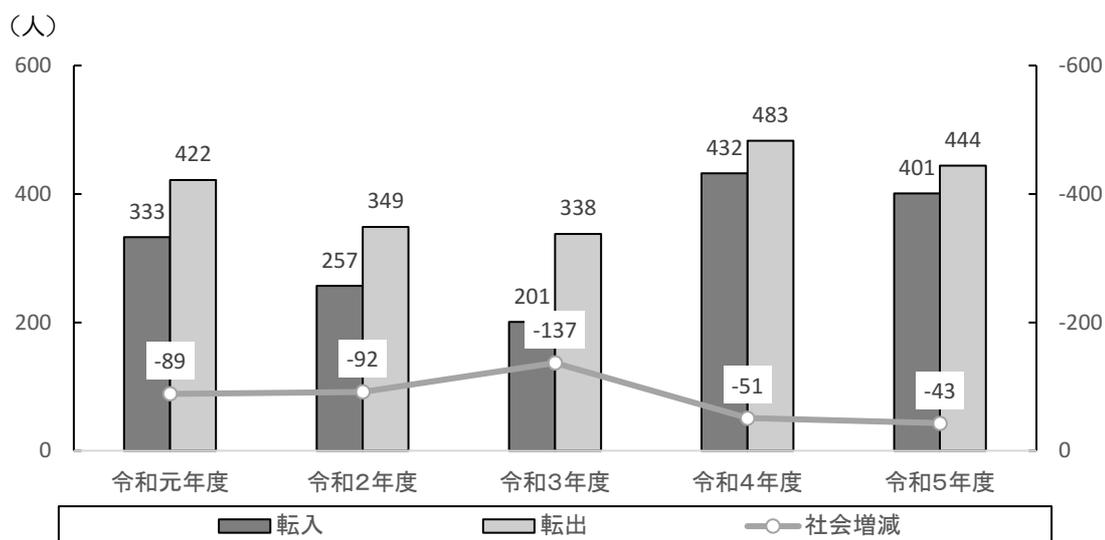
出生数の推移についてみると、増減を繰り返しており、令和5年度では38人となっている一方で、死亡数については令和4年度をピークに減少に転じました。すべての年度で、出生数が死亡数を大きく下回っており、人口減少の1つの要因になっています。



資料:住民課(各年度3月31日現在)

(3) 転入者数、転出者数の推移

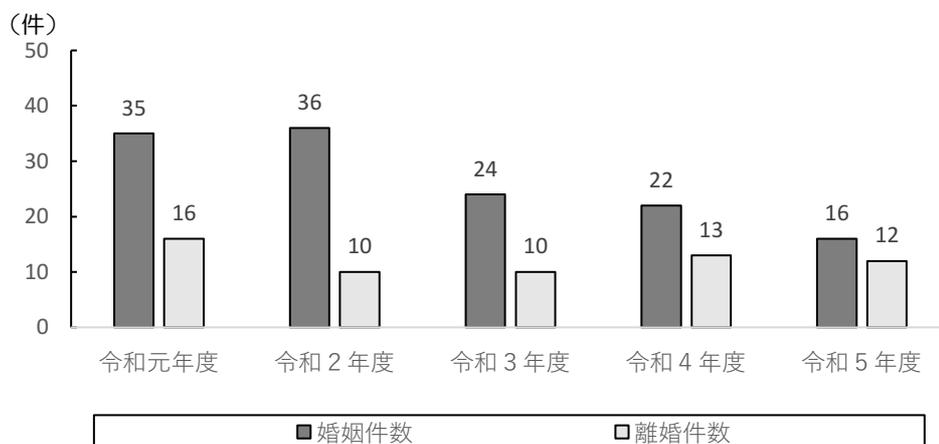
転入者数、転出者数の推移についてみると、すべての年度において転出者数が転入者数を上回っており、令和5年度では転入者数401人、転出者数444人となりました。



資料:住民課(各年度3月31日現在)

(4) 婚姻件数、離婚件数の推移

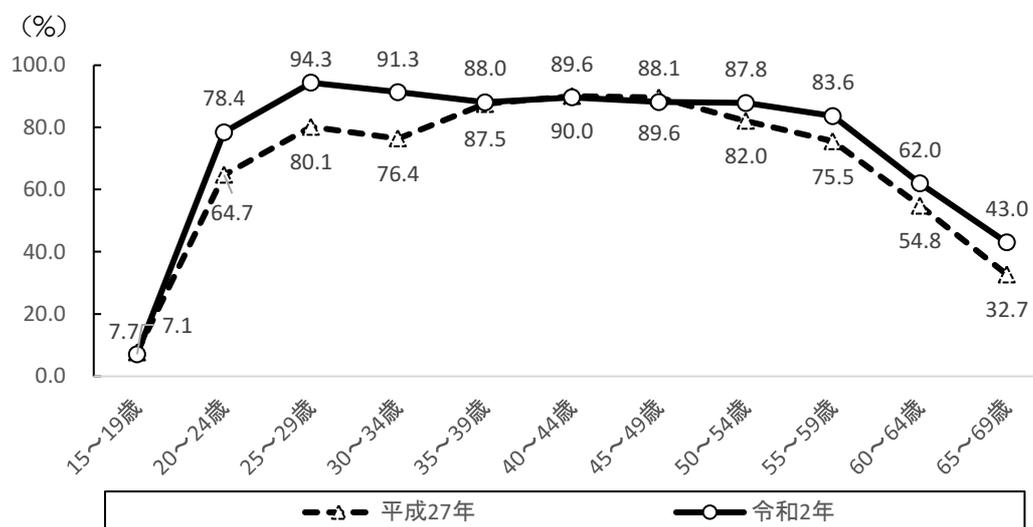
婚姻件数、離婚件数の推移についてみると、婚姻件数は概ね減少傾向にあり、離婚件数は年度により増減はあるものの横ばいとなっています。令和5年度では婚姻件数が16件、離婚件数が12件となっています。



資料:住民課(各年度3月31日現在)

(5) 女性の就業率

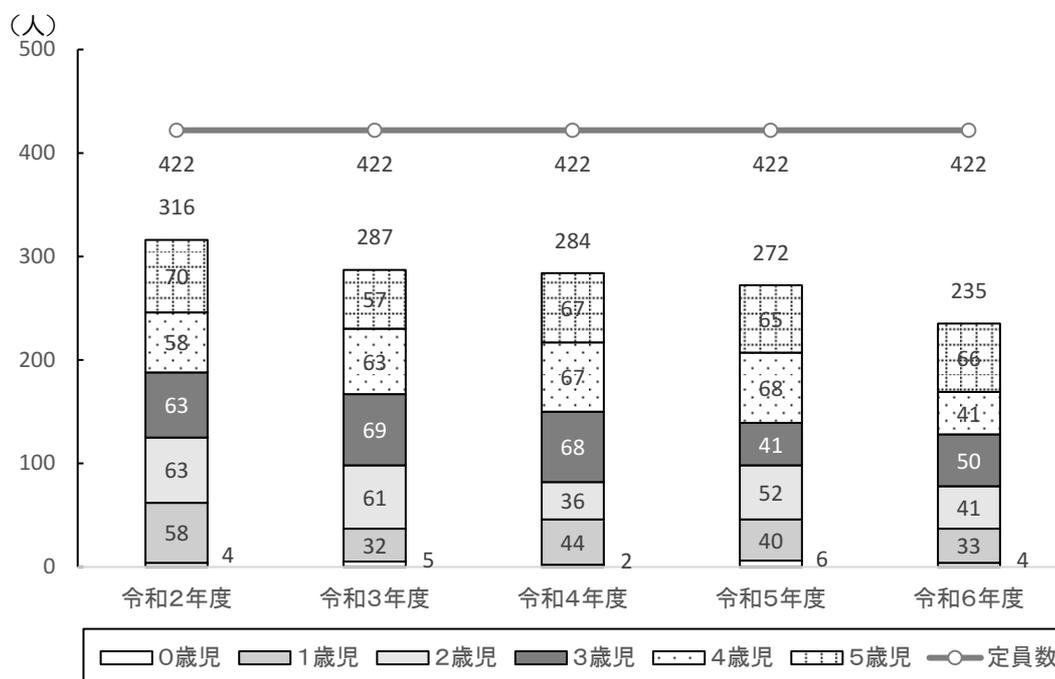
女性の就業率についてみると、平成27年では、30代前半で一旦就業率が下がるM字型カーブを描いています。令和2年では平成27年と比べ、特に20代後半の就業率が9割を超えるなど、全体的に高い就業率になっています。



資料:国勢調査(各年10月1日現在)

(6) 認可保育所の定員数と入所者数

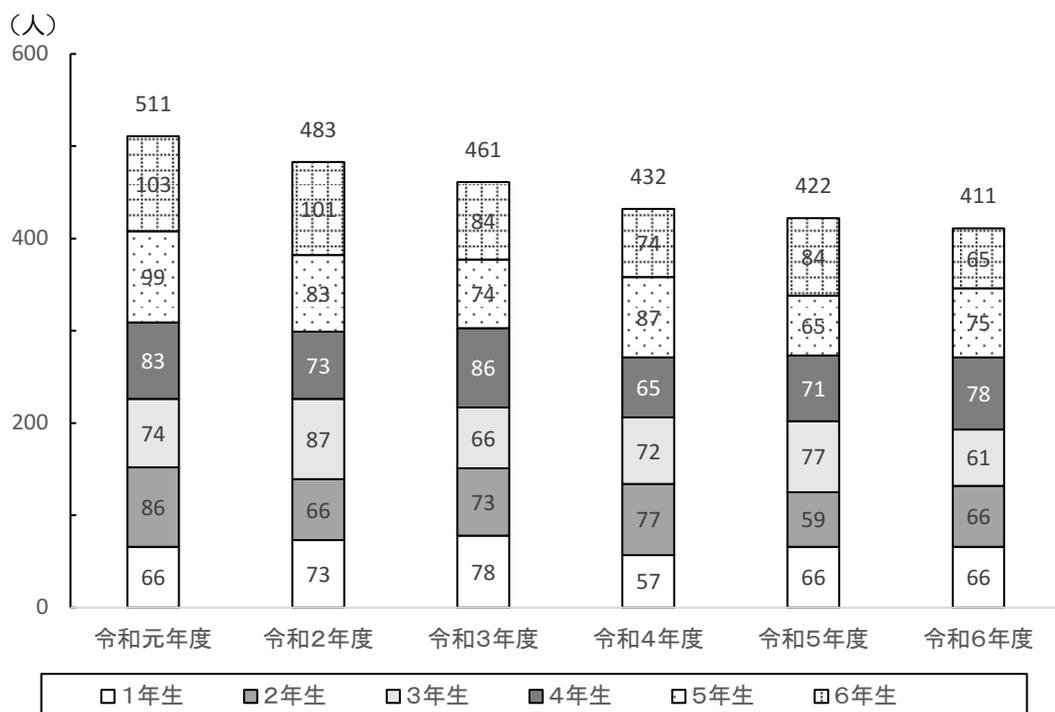
認可保育所の入所者数についてみると、令和2年度以降減少傾向にあり、令和6年度の入所者数が235人、定員数が422人となっています。



資料:子育て応援室(各年度4月1日現在)

(7) 小学校の在籍状況

小学校の児童数についてみると、総児童数は年々減少傾向にあり、令和6年度では411人と令和元年度と比べて100人減少しています。



資料:学校基本調査(各年度5月1日現在)

2 子ども・子育て支援新制度におけるニーズ調査結果の概要

(1) 調査概要

- 調査地域：宝達志水町全域
- 調査対象者：本町在住の「就学前児童」をお持ちの世帯・保護者（就学前児童調査）
本町在住の「小学生児童」をお持ちの世帯・保護者（小学生児童調査）
- 抽出方法：住民基本台帳より就学前児童254世帯（うち58世帯は町外の保育所・幼稚園に通っている児童、または未就園児）、小学生児童327世帯の合計721世帯を抽出。1世帯に複数の児童がいる場合、「就学前児童」「小学生児童」のそれぞれの長子とした。
- 調査期間：令和6年1月4日（木）～1月22日（月）
- 調査方法：就学前児童のうち、町外の保育所・幼稚園に通っている児童、または未就園児をお持ちの世帯・保護者には郵送配布・郵送回収による郵送調査法
それ以外の就学前児童、小学生児童をお持ちの世帯・保護者には保育所・学校を通じた直接配布・直接回収
- 回収率：

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童	254世帯	200件	78.7%
小学生児童	327世帯	303件	92.7%
合計	581世帯	503件	86.6%

(2) 調査結果の見方

- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、本計画書内の分析文、グラフ、表においても反映しています。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 本文中の設問の選択肢およびその他の自由記載で長文のものは、簡略化している場合があります。

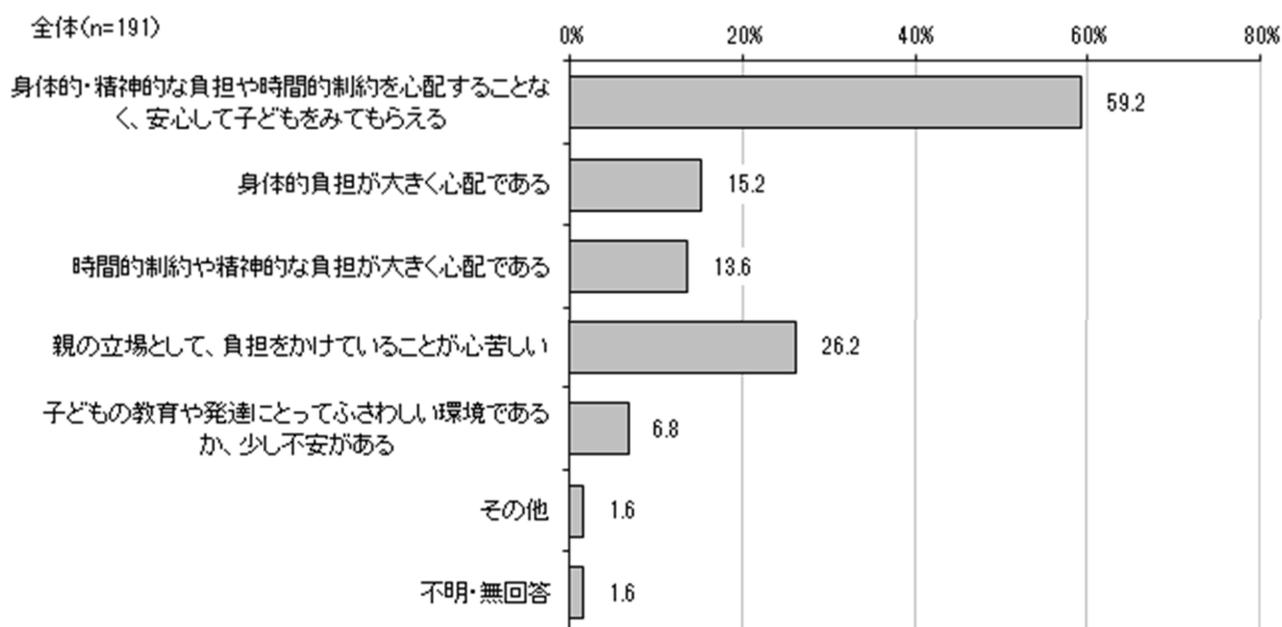
(3) 結果の概要

子どもを「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」または「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」を選んだ方

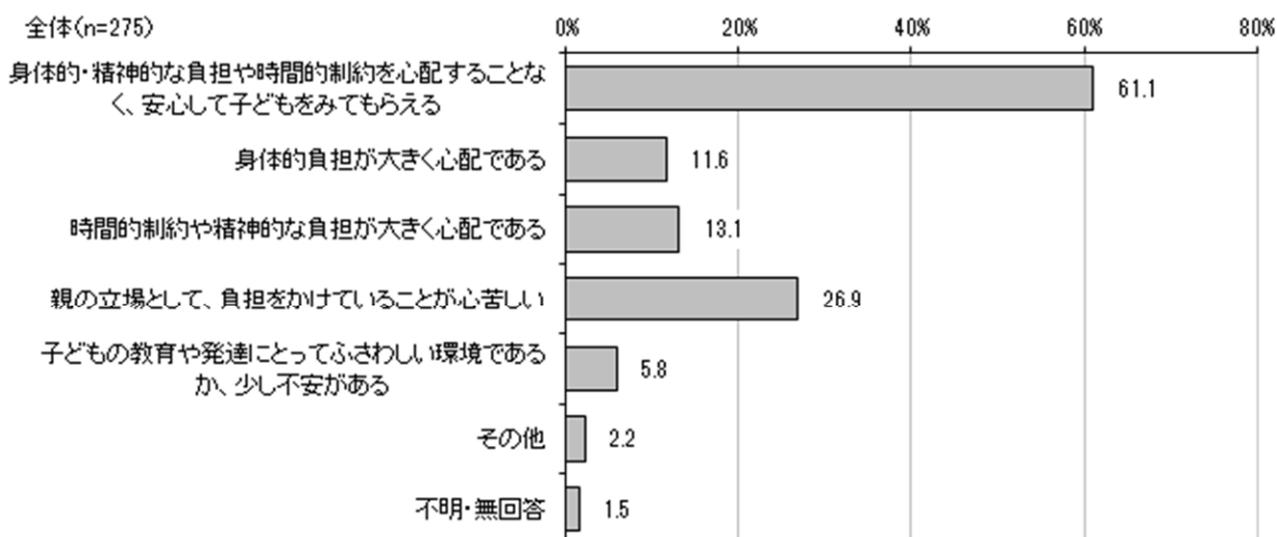
① 祖父母等の親族にみてもらっている状況〈複数回答〉

祖父母等の親族にみてもらっている状況についてみると、就学前児童、小学生児童ともに「祖父母等の親族の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」が59.2（前回49.2）%、61.1（前回61.1）%と、最も高くなっています。

【就学前児童】



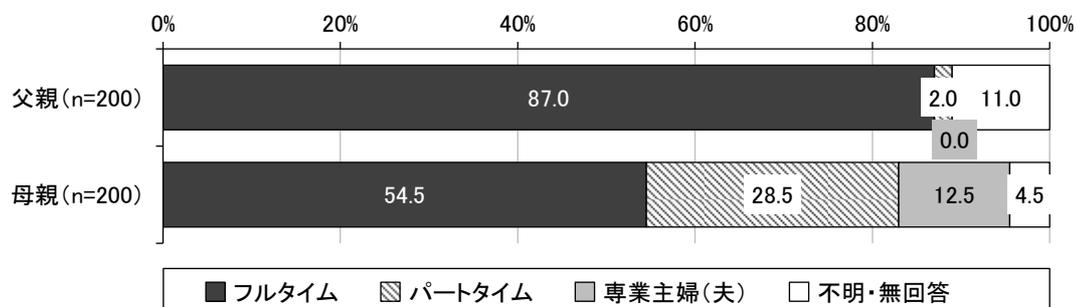
【小学生】



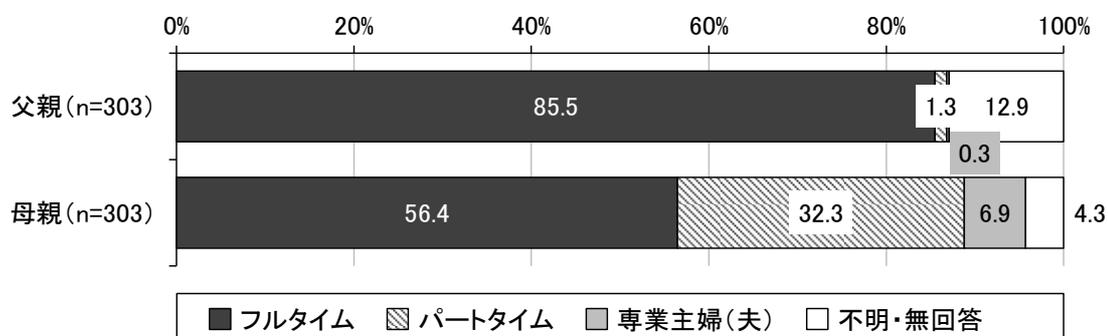
② 母親の就労状況〈単数回答〉

母親の就労状況についてみると、就学前児童、小学生児童ともに「フルタイムで就労している」が54.5（前回42.4）%、56.4（前回57.4）%と最も高くなっています。

【就学前児童】



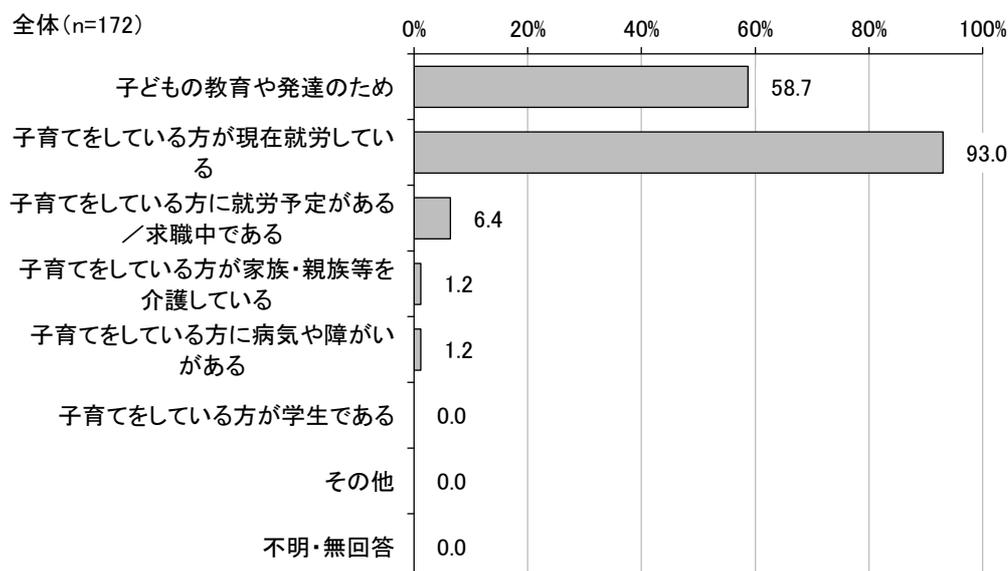
【小学生】



定期的に教育・保育事業を「利用している」を選んだ方

③ 教育・保育事業を利用している理由〈複数回答〉

教育・保育事業を利用している理由について、「子育てをしている方が現在就労している」が93.0（前回85.8）%と最も高く、次いで「子どもの教育や発達のため」が58.7（前回56.5）%となっています。

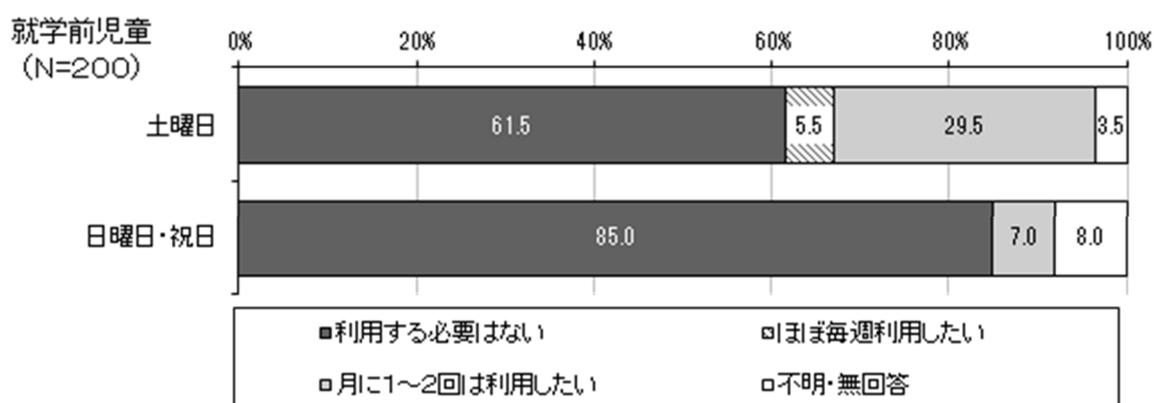


④ 土曜日と日曜日・祝日の、定期的な教育・保育事業の利用希望（一時的な利用除く）
 〈単数回答〉

土曜日と日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望についてみると、土曜日、日曜日・祝日ともに「利用する必要はない」がそれぞれ61.5（前回46.5）%、85.0（前回75.3）%と最も高くなっている一方で、土曜日では「ほぼ毎週利用したい」と「月に1～2回は利用したい」をあわせると35.0（前回51.3）%となっています。

また、希望する利用時間帯については、前回調査と同様、土曜日は開始時間が「8時」の割合が高く、終了時間では「17時」の割合が高くなっています。

日曜日・祝日では、開始時間が「8時台」「9時台」が同率で高く、終了時間は「15時台」「16時台」が同率で高くなっています。



【就学前児童】 開始時間	土曜日 (N=70)		日曜・祝日 (N=14)	
	件数	%	件数	%
7時	16	22.9	3	21.4
8時	28	40	4	28.6
9時	15	21.4	4	28.6
不明・無回答	11	15.7	3	21.4

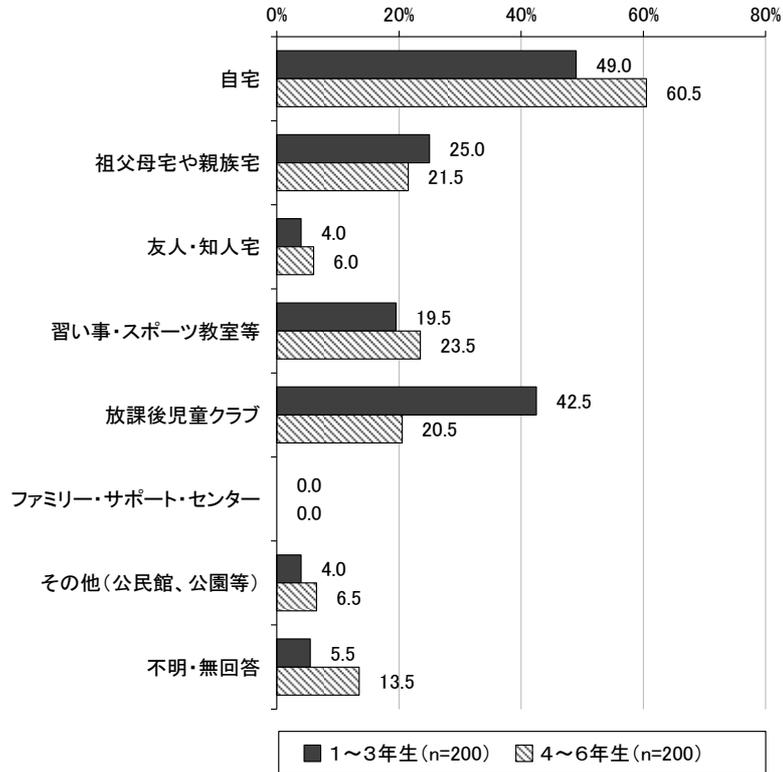
*事業の利用には一定の利用者負担が発生する

【就学前児童】 終了時間	土曜日 (N=70)		日曜・祝日 (N=14)	
	件数	%	件数	%
12時	8	11.4	2	14.3
13時	2	2.9	0	0
14時	0	0	0	0
15時	6	8.6	3	21.4
16時	18	25.7	3	21.4
17時	19	27.1	2	14.3
18時	6	8.6	1	7.1
不明・無回答	11	15.7	3	21.4

子どもが5歳以上の就学前児童の方のみ

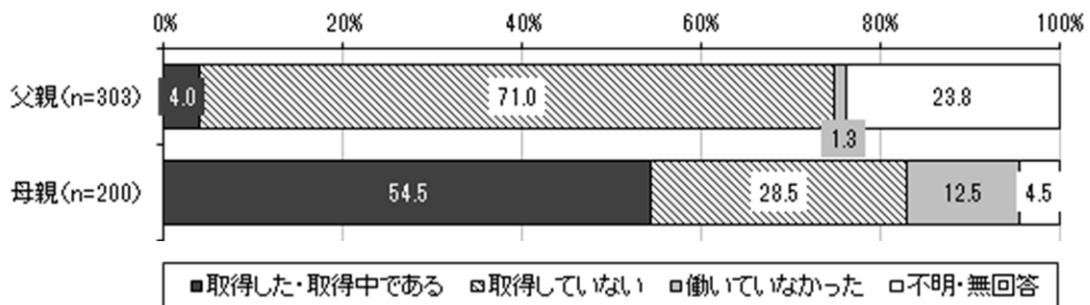
⑤ 小学校高学年（4～6年生）になったら、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思うか〈複数回答〉

小学校になったら、放課後を過ごさせたいと思う場所についてみると、「自宅」が最も高く、高学年では60.5（前回59.4）%で、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」は20.5（前回37.5）%となっています。



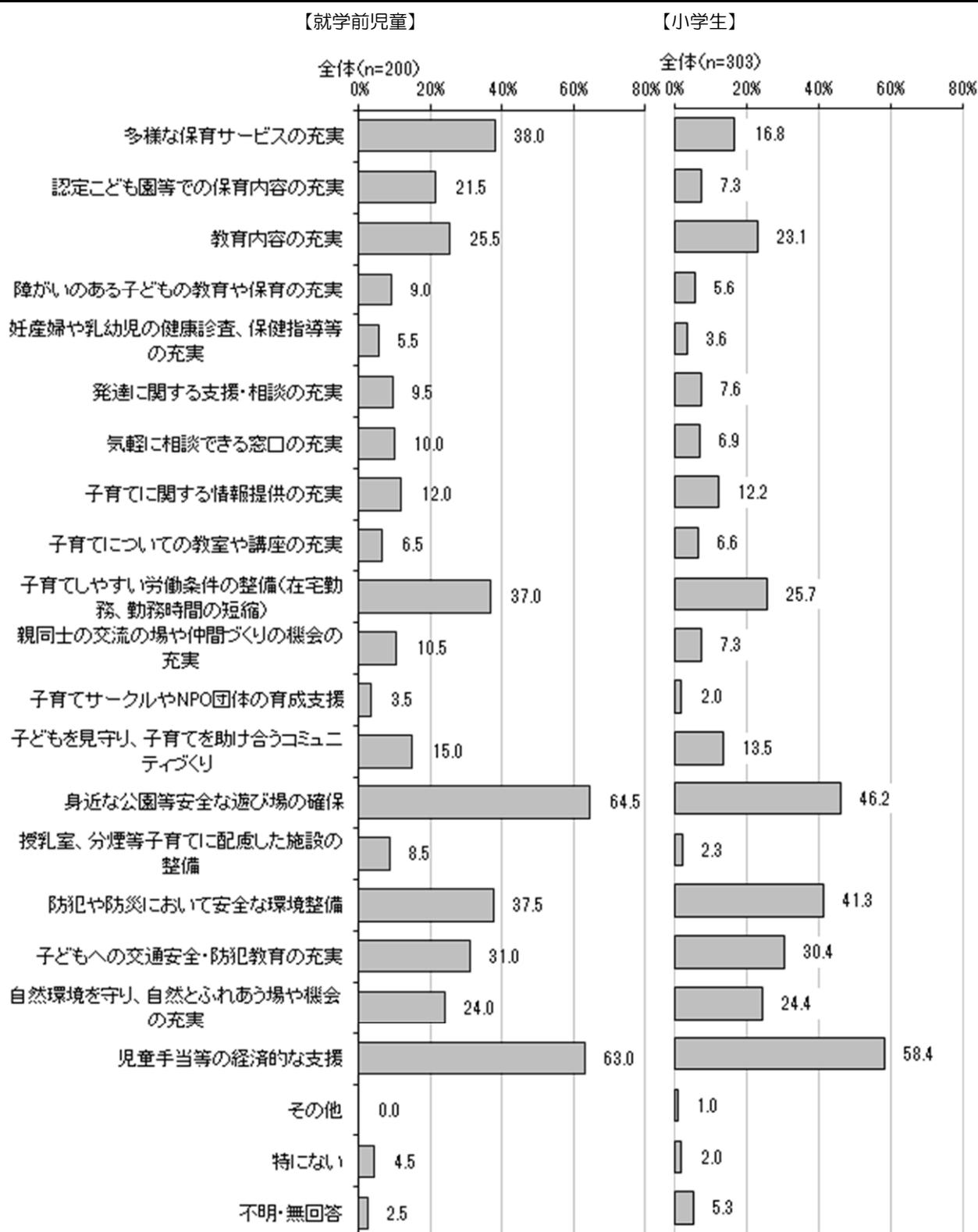
⑥ 子どもが生まれた時の保護者の育児休業取得状況〈単数回答〉

子どもが生まれた時の保護者の育児休業取得状況についてみると、母親では「取得した（取得中である）」が54.5（前回54.6）%、父親では「取得していない」が71.0（前回83.8）%と、それぞれ最も高くなっています。



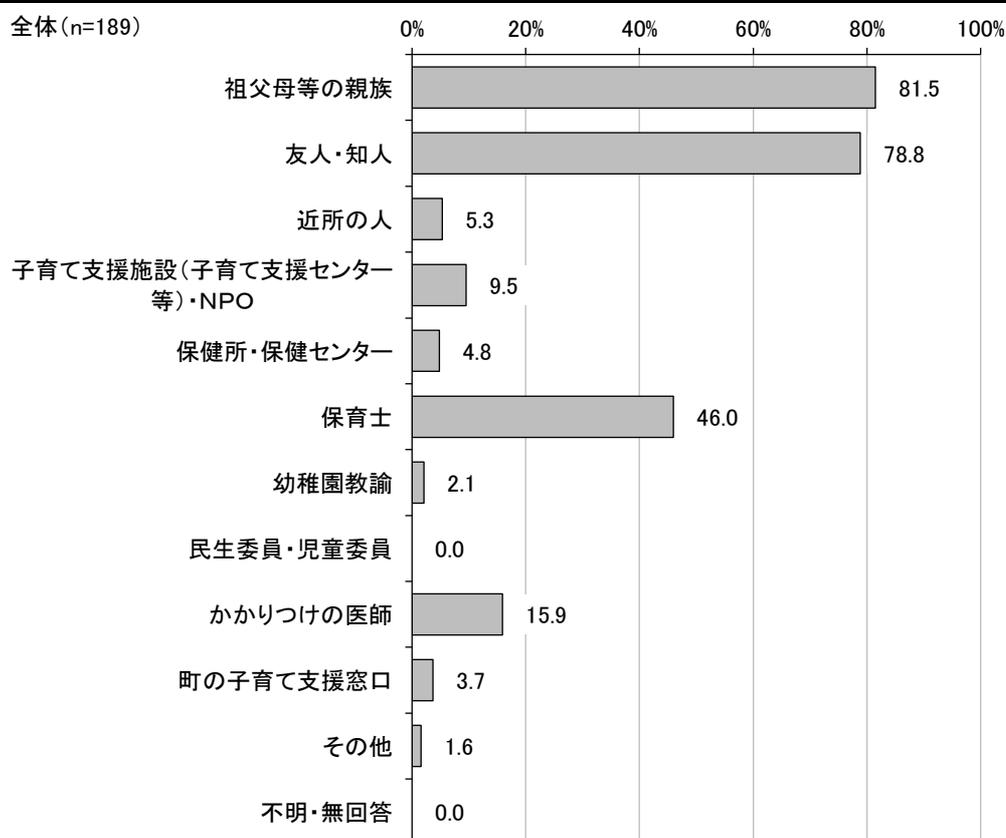
⑦ 宝達志水町に期待する子育て支援施策〈複数回答・5つまで〉

宝達志水町のこれからの子育て支援施策についての期待についてみると、就学前児童で「身近な公園等安全な遊び場の確保」が64.5%、小学生では「児童手当等の経済的な支援」が58.4%と最も高くなっています。



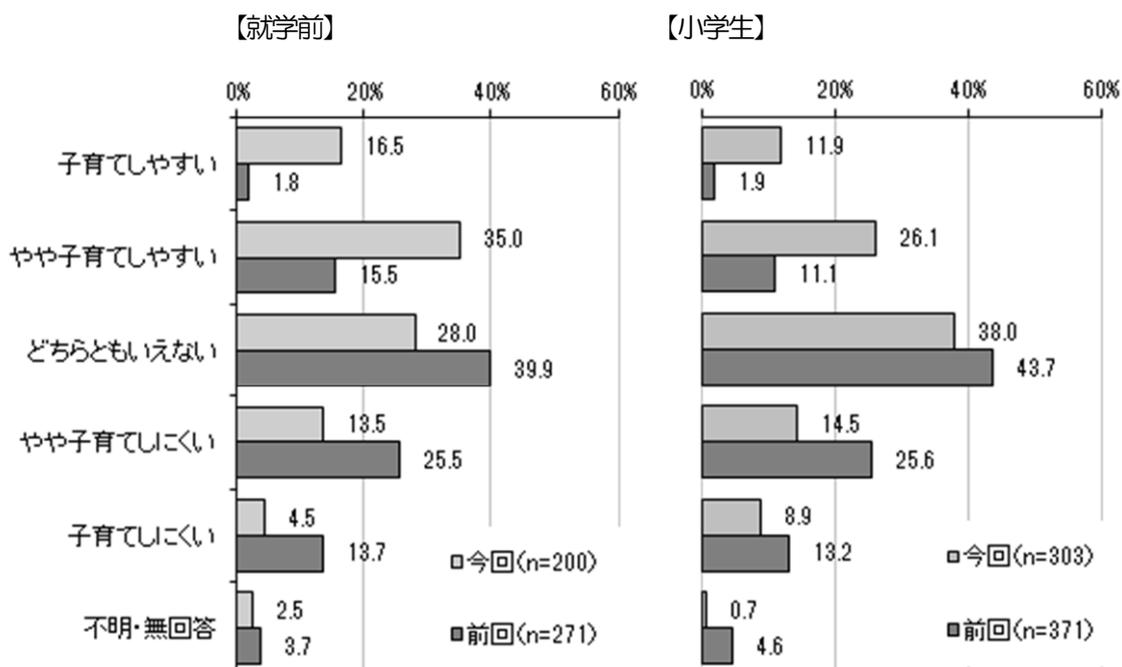
⑧ どのような人(場所)に相談していますか。(複数回答・5つまで)

子育てに関して、気軽に相談できる人や相談できる場所についてみると、「祖父母等の親族」が81.5%と最も高く、次いで「友人・知人」が78.8%、「保育士」が46.0%となっています。



宝達志水町は子育てしやすいところだと思いますか。(単数回答)

* 前回設問「宝達志水町における子育て環境や支援への満足度」の5段階との比較



3 前回計画の評価

第2期計画で設定した目標事業量に対する達成状況は以下の通りです。

(1) 教育・保育事業

■教育事業【1号認定(3～5歳)】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	7人	6人	7人	7人	6人
	確保の内容	24人	24人	24人	24人	24人
実績値		6人	6人	6人	2人	

教育事業【1号認定(3～5歳)】について、おおよそ見込み量通りの結果となりました。

■保育事業【2号認定(3～5歳)】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	199人	189人	205人	196人	181人
	確保の内容	216人	216人	216人	216人	216人
実績値		191人	186人	203人	171人	

保育事業【2号認定(3～5歳)】について、おおよそ見込み量通りの結果となりました。

■保育事業【3号認定(1・2歳児)】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	121人	112人	96人	93人	89人
	確保の内容	130人	130人	130人	130人	130人
実績値		128人	102人	91人	92人	

保育事業【3号認定(1・2歳児)】について、おおよそ見込み量通りの結果となりました。

■保育事業【3号認定(0歳児)】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	39人	37人	36人	34人	33人
	確保の内容	52人	52人	52人	52人	52人
実績値		24人	32人	33人	28人	

保育事業【3号認定(0歳児)】について、おおよそ見込み量通りの結果となりました。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

■延長保育事業

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	110人	103人	103人	98人	93人
	確保の内容	110人	103人	103人	98人	93人
実績値		98人	66人	84人	76人	

延長保育事業について、令和3年度では、見込み量を大幅に下回る結果となりました。

■放課後児童健全育成事業

【低学年】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	83人	81人	79人	75人	76人
	確保の内容	83人	81人	79人	75人	76人
実績値		61人	72人	75人	82人	

放課後児童健全育成事業【低学年】について、見込み量通りの結果となりました。

【高学年】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	30人	28人	27人	27人	27人
	確保の内容	30人	28人	27人	27人	27人
実績値		1人	4人	8人	13人	

放課後児童健全育成事業【高学年】について、見込み量を大幅に下回る結果となりました。

■子育て短期支援事業

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	10人日	10人日	10人日	10人日	10人日
	確保の内容	10人日	10人日	10人日	10人日	10人日
実績値		0人日	0人日	0人日	0人日	

子育て短期支援事業について、利用実績はありませんでした。

■地域子育て支援拠点事業 ※この事業のみひと月あたりの利用人数を基準にしています。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	170人回	159人回	141人回	135人回	131人回
	確保の内容	170人回	159人回	141人回	135人回	131人回
実績値		53人回	63人回	112人回	147人回	

地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）について、令和4年度まで見込み量を下回っていましたが、令和5年度は上回る結果となりました。

■一時預かり事業（幼稚園在園児対象型）

幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	確保の内容	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
実績値		-	-	-	-	

一時預かり事業（幼稚園在園児対象型）はありません。

■一時預かり事業（在園児対象型を除く）

幼稚園以外での一時預かり		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	125人日	119人日	129人日	124人日	114人日
	確保の内容 （保育所での一時預かり、トワイライトステイ、ファミリーサポートセンター〔未就学児〕を含む）	125人日	119人日	129人日	124人日	114人日
実績値		136人日	75人日	62人日	277人日	

一時預かり事業（在園児対象型を除く）について、令和3年度・4年度で見込み量を大幅に下回りましたが、5年度は上回る結果となりました。

■病児・病後児保育事業

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	34人日	34人日	32人日	30人日	28人日
	確保の内容	34人日	34人日	32人日	30人日	28人日
実績値		16人日	9人日	8人日	1人日	

病児・病後児保育事業について、見込み量を大幅に下回る結果となりました。

■ファミリーサポートセンター事業（就学児のみ）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	35人日	33人日	33人日	32人日	33人日
	確保の内容	35人日	33人日	33人日	32人日	33人日
実績値		21人日	0人日	0人日	2人日	

ファミリーサポートセンター事業（就学児のみ）について、見込み量を大幅に下回る結果となりました。

■妊婦健康診査

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	700人	672人	644人	616人	602人
	確保の内容	700人	672人	644人	616人	602人
実績値		658人	686人	383人	489人	

妊婦健康診査について、見込み量を大幅に下回る結果となりました。

■乳児家庭全戸訪問事業

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	50人	48人	46人	44人	43人
	確保の内容	50人	48人	46人	44人	43人
実績値		46人	34人	45人	52人	

乳児家庭全戸訪問事業について、おおよそ見込み量通りの結果となりました。

■養育支援訪問事業

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	20人	20人	20人	20人	20人
	確保の内容	20人	20人	20人	20人	20人
実績値		5人	34人	43人	35人	

養育支援訪問事業について、見込み量を大幅に上回る結果となりました。

■利用者支援事業

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	確保の内容	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
実績値		1か所	1か所	1か所	1か所	

利用者支援事業は令和2年度から子育て世代包括支援センター1か所で実施しています。

(3) 関連事業の評価

基本目標 1 地域における子育てを支える仕組みづくり

(1) 保育サービスの充実

一時預かり事業、病後児保育事業および放課後児童健全育成事業等の多様な保育サービスを実施し、さらに、保育士の質の向上や施設整備等に取り組んでおり、保護者の必要性にあわせた保育サービスを提供することができました。

(2) 子育て支援サービスの充実

18歳までの子ども医療費の無償化や児童手当給付金事業を適切に支給し、県の進める「プレミアムパスポート事業」に協力するとともに、地域子育て支援センター事業やマイ保育園登録事業による育児支援や出産・成長祝い金を支給する「宝たち成長お祝い事業」等による経済支援事業を幅広く行いました。

(3) 子育て支援のネットワークづくり

子育て応援室で子育て支援や学校での支援制度、ひとり親家庭や障害のあるお子さんへの支援など子育て関連事業を集約し、HPや子育てパンフレットで周知を行っています。また、相談窓口を周知するとともに、相談を受けた家庭に対して、速やかに関係事業につなぐことができました。

(4) 児童の健全育成

生涯学習課で子どもを対象とした図書館事業や公民館講座等の実施、およびグッドマナーキャンペーン等への参加を通じて、児童の健全育成を図ることができました。

(5) 親子で遊べる、学べる環境の整備

「身近な公園等安全な遊び場の確保」を望む声を受け、屋外型児童遊戯施設ほっぴーパークを令和5年4月に開園し、子育て支援のさらなる進展を図りました。

基本目標 2 子どもの健やかな成長を育む環境づくり

(1) 家庭・地域の教育環境の向上

学校支援ボランティア活動を通じ、子どもと地域住民の世代間交流を進めるなど、家庭や教育環境の拡充を図ることができました。

(2) 子どもの安全を確保するための活動の推進

県、警察、交通安全協会と協力して、保育所や小学校等で交通安全教室を開くとともに防犯カメラやバリアフリー化を実施し、通学路や公園の防犯整備等を進め、児童の安全面での向上を図ることができました。

基本目標 3 親と子の心とからだの健康づくり

(1) 親と子どもの健康の確保

新生児全戸訪問事業など切れ目のない支援体制を強化し、妊産婦・乳幼児健診や子ども医療費の医療機関窓口無料化等により、保護者と児童の健康面・成長面に適切な支援を行うことができました。また、子どもが欲しくてもなかなか妊娠ができない夫婦に対し、健診費用や保険適用となった特定不妊治療等の助成を行い、不妊治療への後押しを行いました。

(2) こども家庭センターの設置

「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の機能を活かしながら、一体的な支援を行う相談機能を強化し、0歳から18歳までの子育て家庭および妊産婦に対し、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない子育て支援を提供しました。

(3) 思春期保健対策の充実

児童生徒に対して、性に関する正しい知識の普及および喫煙、薬物に関する教育の推進を図り、不登校やいじめ対応の相談体制を充実させました。

(4) 食育の推進

管理栄養士による指導等を通じて、離乳食や幼児食に関する保護者の不安の軽減を図ることができました。また、幼児期から思春期に畑体験やクッキング実習などを通じて、食の大切さや知識を学ぶとともに、食生活の重要性の啓発を図りました。

基本目標 4 配慮が必要な子ども・家庭を支える仕組みづくり

(1) 児童虐待防止対策の推進

伴走型相談支援を通じ妊娠期から予防的な介入を行うなど、要保護児童等に関する団体が連携し、適切な対応を行うことができました。

(2) 障害児の自立支援

すべての子どもが等しく認定こども園や放課後児童クラブを利用できるよう、気になる児童の支援や保育所での支援、小学校や保健所など関係機関による連携と支援等、療養体制を整えました。また、子育て支援連絡会の開催を通じ保育所・小学校・中学校において支援体制を整備し、連携して対応することができました。

(3) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭等医療費給付や子どもへの学習支援事業など、ひとり親家庭等に経済面・教育面での支援を行うことができました。

(4) 子どもの貧困対策の推進

ニーズ調査を活用し、現状分析および課題整理を行うとともに中学校への就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に学用品費や給食費など、就学に必要な経費の一部を援助することができました。

基本目標 5 仕事と家庭を両立させる環境づくり

(1) 仕事と家庭（子育て）の両立

企業・団体においては雇用に関する法制度の情報提供を通じて、家庭に対しては男女の相互理解のミニセミナーを開催するなど、学習機会を提供することで仕事と家庭を両立させる環境づくりに寄与することができました。また、保育所での多様なサービス提供で共働き共育ての支援を進めました。

4 宝達志水町の子育てにおける課題

統計データやニーズ調査結果、前回計画の評価から考えられる、本町の子育てにおける課題は以下の通りです。

課題その1 まち全体で子育てを支える意識の醸成

本町では、待機児童の発生もなく、子育て支援の施策に対する不満も少ないため、子育て支援については充実していると考えられます。

ニーズ調査では、心配することなく安心して子どもをみてもらえるとして「祖父母等の親族」と答えた方が就学前児童が増えるとともに、子育てに関して気軽に相談できる人や場所は「祖父母等の親族」「友人知人」に加え、「保育士やかかりつけ医」など子育てにかかわる職種の割合も上昇しており、相談体制を含めて子どもや保護者にとって良好な子育て環境であると考えられます。

一方、児童手当などの経済的な支援を求める声も大きく、身近な公園等安全な遊び場の確保にも期待が高まっています。これからは、国の進める「子ども・子育て支援金制度」等に対応するとともに、家庭だけでなく地域で、そしてまち全体で子育てを支える意識の醸成が必要です。

課題その2 多様化する子育て支援ニーズへの対応

保護者の就労環境の変化により、土曜日・日曜日の保育や、病気の際の保育等保育に対するニーズが多様化しています。

特に本町では女性の就業率が25～54歳まで80%を超えており、特に25～34歳で90%台と全国平均より高く、働く女性が非常に多い傾向があるため、子育て支援に対するニーズは幅広いものになっています。

本町では、共働き・共育てに対応し、既に細かなニーズに対応した事業も展開していますが、保護者まで周知が届いていないケースもあるため、情報提供の手法について今後検討が必要です。

課題その3 子育てを通じた親子の成長

本町では、親子で遊べる環境や、親子で参加できるイベントや体験事業が少ないことが、保護者の声としてあがっています。子育てを通して育つのは子どもだけではありません。親も子育てを通じて、子どもとともに成長をしていきます。親子がともに学び成長ができる子育て環境を整備する必要があります。

また、子育ては連鎖していくものであり、今の子育て環境で育った子どもが、親になった時には、その子育て環境が影響を及ぼします。そのため、未来の親となる子どもが、将来安心して子育てを行うことができるよう、今の子育て環境を良くする必要があります。

子育て支援センターやこども家庭センターなどの相談支援体制の充実と利用促進により、子育てへの不安を解消するとともに、子育て支援の更なる充実を図る必要があります。

課題その4 安心・安全の子育て環境づくり

本町における大きな課題として、道路や水路に危険な箇所があることや、害獣が増加し、まちに降りてきているなど、子どもが生活する場の安全性の向上が求められています。本町では登校時の巡回や見回りなど、子どもたちを地域全体で安心して安全に登校できるよう見守っています。

さらに、子育て家庭が抱える問題の細分化や多様化により、支援制度のはざまの家庭が出てきていることもあり、すべての家庭が、安心して安全に子育てができる環境を整える必要があります。

第3章 計画の基本的な方向

1 計画の基本理念

『子どもは宝、明るく、笑顔がかがやく町』

子ども・子育て支援法の基本理念において、子ども・子育て支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を持つという基本認識のもとに、家庭、学校、地域、職域その他の地域社会のあらゆる分野の人々がそれぞれの役割を果たすこと、また、すべての子どもが健やかに成長するために良質かつ適切なものであって、地域の実情に応じて総合的に提供されることとされています。また、令和6年6月には、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が成立し、こども未来戦略の「加速化プラン」が盛り込まれました。

子どもは、未来を担うかけがえのない宝であり、これからの本町の発展を考える上で欠かせない貴重な人材です。しかしながら、少子化、核家族化、就労環境等、子どもや子育て家庭を取り巻く環境がめまぐるしく変化する現代社会において、子育てに負担感や孤独感を感じる親が増えてきており、子どもの健全な育成に影響を与えています。そのような中で、子どもが健やかに成長できるよう、家庭や地域、学校、認定こども園等が子どもの視点に立ち、子どもたちの権利が十分尊重される子育て社会を構築していくことが望まれています。

本町においては、前回計画である「第2期宝達志水町子ども・子育て支援事業計画」において、すべての子どもが幸せに育ち、すべての親がゆとりを持って子育てできるよう、地域のみみんなが子育てを温かく見守り、一体となって子育て支援を推進するため、「子どもは宝、明るく、笑顔がかがやく町」を基本理念として掲げ続けてきました。

本計画においても、この流れを引き継ぎ、連続性並びに整合性を維持するために、基本理念を継承します。

2 子ども子育て支援の重点的視点

今後の子ども・子育て支援の施策を進めるにあたり、以下の5項目を重点的な視点として定め、行政と住民や保護者、さらには関係団体や関係機関等と連携を図り、本計画を実行します。

視点その1 子どもの視点

子ども・子育て支援の推進にあたり、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮し、男女が協力して子育てをするという視点に立った取り組みが重要です。

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益を最大限尊重し、子どもが愛情豊かに健全に生まれ、安全で親や家族が安心できる、地域における子育ての推進を図ります。

視点その2 保護者の視点

多様化するニーズと保護者の視点に立った柔軟かつ総合的な取り組みが重要です。

社会環境の変化や保護者の価値観の多様化に伴い、共働き・共育てなど、子育て支援に係るニーズの多様化に対応したサービスの推進に取り組みます。

視点その3 次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるものという認識のもと、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視点に立った児童の健全育成のための取り組みが重要です。

子育ては“人づくり”であり、次の世代に親となる子どもたちに、親になることの心構え等の教育や働きかけを支援します。

視点その4 親子の健康づくりという視点

親子の健康維持のみならず、精神的なサポートを積極的に行い、親子を孤立させないという視点が重要です。

妊娠から出産、育児までの一貫した母子保健サービスを提供するほか、子育て世帯が精神的に孤立しないようにライフステージを通じた子育てを支援します。

視点その5 すべてのこども・子育て世帯への支援の視点

子どもを心身ともに健やかに育むためには、すべての家庭が安心して子育てできる環境を作るという視点が重要です。

子育てと仕事との両立支援のみならず、配慮が必要な子ども・家庭を支えるなど、すべてのこども・子育て世帯への支援を推進します。

3 計画の基本目標

各施策の推進にあたっては、重点的視点に基づいた以下の5つの基本目標を掲げ、それぞれの目標に応じた施策を推進します。

基本目標1 地域における子育てを支える仕組みづくり

子どもや保護者の視点に立ち、保育の無償化や完全給食無償化および小中学校の学校給食完全無償化など、子育て世帯への経済的支援の充実を図るとともに、地域における子育てネットワークの強化を図り、家庭と地域の子育て力の向上に努めます。また、親子がともに学び、成長ができる子育て環境の整備に努めます。また、宝たち成長祝い金や子ども医療費無償化など、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援を強化します。

基本目標2 子どもの健やかな成長を育む環境づくり

次代の担い手である子どもたちが、個性豊かにたくましく生きる力を伸ばし、力強く未来を切り拓いていくことができるよう、学校教育環境の整備を進めるとともに、学校、家庭、地域、行政が連携しながら、家庭や地域における教育環境や生活環境等の向上に努めます。さらに、すべてのこども・子育て世帯を対象とする支援を拡充します。

基本目標3 親と子の心とからだの健康づくり

親が安心して子どもを産むことができ、また、次代を担う子どもたちが健やかに成長できるよう、医療や福祉、教育等が連携することにより、切れ目のない保健サービスの提供に努めます。

基本目標4 配慮が必要な子ども・家庭を支える仕組みづくり

様々な課題や困難を抱える子どもや家庭に対して、地域が一体となってきめ細かな支援を行うことで、不登校の児童生徒を含めて、すべての子どもや家庭を温かく見守ることができ仕組みづくりを進めます。

基本目標5 仕事と家庭を両立させる環境づくり

子育て中の保護者が仕事と家庭を両立させ、充実した毎日を過ごすことができるよう、だれもが働きやすい環境づくりに向けて共働き・共育てを推進し、意識啓発や各種制度の普及啓発を進めます。

4 施策の体系

基本理念

子どもは宝、明るく、笑顔がかがやく町

重点的視点

- ☆ 子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益を最大限尊重し、子どもが愛情豊かに健全に生まれ、安全で親や家族が安心できる、地域における子育ての推進を図ります。さらに、子ども・子育て支援金制度などに対応して、財政基盤の確保と見える化を進めます。
- ☆ 社会環境の変化や保護者の価値観の多様化に伴い、子育て支援に係るニーズの多様化に対応したサービスの推進に取り組みます。また、すべての子ども・子育て世帯を対象とする支援を拡充します。
- ☆ 子育ては“人づくり”であり、次の世代に親となる子どもたちに、親になることの心構え等の教育や働きかけを支援します。
- ☆ 妊娠から出産、育児までの一貫した母子保健サービスを提供するほか、子育て世帯が精神的に孤立しないように支援します。さらに、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援を強化します。
- ☆ 子育てと仕事との両立支援のみならず、配慮が必要な子ども・家庭を支えるなど、すべての子どもと家庭への支援を推進するとともに、「共働き・共育での推進」等の施策を進めます。

基本目標

基本目標1
地域における子育てを支える
仕組みづくり

基本目標2
子どもの健やかな成長を
育む環境づくり

基本目標3
親と子の心とからだの健康づくり

基本目標4
配慮が必要な子ども・家庭を
支える仕組みづくり

基本目標5
仕事と家庭を両立させる
環境づくり

主な施策

1. 保育サービスの充実
2. 子育て支援サービスの充実
3. 子育て支援のネットワークづくり
4. 児童の健全育成
5. 親子で遊べる、学べる環境の整備

1. 家庭・地域の教育環境の向上
2. 子どもの安全を確保するための活動の推進

1. 親と子どもの健康の確保
2. 思春期保健対策の充実
3. 食育の推進

1. 児童虐待防止対策の推進および早期療養支援
2. 障害のある子どもの自立支援
3. ひとり親家庭への支援
4. 子どもの貧困対策の推進

1. 仕事と家庭（子育て）の両立

第4章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業計画

1 教育・保育提供区域について

子ども・子育て支援法では、本計画において「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定め、当該区域ごとに「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとされています。

区域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案するとともに、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めることとなっています。

本町においては、効率的な資源の活用を可能とし、町内のニーズを柔軟に吸収できるよう、教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供区域を次の通り定めます。

■教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供区域

事業区分		提供区域	考え方
教育・保育	1号認定(3～5歳:教育)	町内全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、町内全域とします。
	2号認定(3～5歳:保育)		
	3号認定(0～2歳:保育)		
	乳児等通園支援事業		
地域子ども・子育て支援事業	一時預かり事業		教育・保育施設での利用が想定されるため、教育・保育提供区域とします。
	延長保育事業		
	病児・病後児保育事業		
	妊婦健康診査		
	乳児家庭全戸訪問事業		利用実態や供給体制の状況を踏まえ、町内全域とします。
	産後ケア事業		
	養育支援訪問事業		
	子育て世帯訪問支援事業		
	利用者支援事業		
	地域子育て支援拠点事業		
	子育て短期支援事業		
	ファミリーサポートセンター事業		
	放課後児童健全育成事業		
	児童育成支援拠点事業		
親子関係形成支援事業	今後、必要性も含めて検討を行います。		
実費徴収に係る補足給付を行う事業			
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業			

2 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が、客観的基準に基づき教育・保育施設利用のための認定（支給認定）をあらかじめ行った上で、給付を支給する仕組みとなっています。

■認定区分

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上で、学校教育のみを希望する子ども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上で、保育を必要とする子ども	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満で、保育を必要とする子ども	保育所 認定こども園 小規模保育等

■保育の必要性の認定基準

保育の必要性の認定（2号、3号の認定）にあたっては、以下の3点を勘案して運用を行います。

保育の必要性の認定基準	
事由	<p>①就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労等、基本的にすべての就労</p> <p>②就労以外の事由 保護者の疾病・障害、妊娠・出産、同居または長期入院中の親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVのおそれ、育児休業中で既に保育利用中の子どもが継続利用、またそれらに類するものとして町が認める場合</p>
区分 (保育の 必要量)	<p>①保育標準時間 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用 (現行の11時間の開所時間に相当)</p> <p>②保育短時間 主にパートタイムの就労を想定した短時間利用 (本町では就労の下限時間を48時間/月に設定)</p>
優先利用	ひとり親家庭、生活保護世帯、失業等により就労の必要性が高いケース、虐待やDVのおそれのあるケース等

3 幼児期の学校教育・保育(量の見込み、提供体制の確保内容、実施時期)

(1) 各年度における教育・保育の量の見込み

■教育・保育の量の見込み

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
認定こども園利用者	246人	267人	254人	262人	241人	247人
幼稚園利用者	2人	4人	3人	3人	2人	2人
合計	248人	271人	257人	265人	243人	249人

※量の見込みは、ニーズ調査において算出した合計値から、各実績の割合等を勘案し見込んだ数値

(2) 教育・保育の提供体制の確保内容およびその実施時期

提供体制、確保策の考え方

- 令和6年度現在、町内には幼稚園・幼保連携型認定こども園はありませんが、現在、幼稚園に通園されている方は近隣他市の施設を利用されているため、今後も教育に係る見込み量については他市の施設において確保できるものとしています。
- 令和6年度における保育の定員数では、400名（認定こども園4か所*）の提供体制があるため、令和11年度までの見込み量を十分に満たすことが可能です。
- 令和7年度から令和11年度にかけては、子どもの人口の減少とともに見込み量も減少傾向にあるため、将来的には保育施設の再整備を進め、柔軟に子どもを受け入れることができる体制づくりに努めます。

※令和7年度は認定こども園3か所になります。

■教育・保育：「量の見込み」に対する「確保の内容」および「実施時期」

			令和7年度					令和8年度				
			1号	2号	3号			1号	2号	3号		
					0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
①量の見込み (必要利用定員総数)			4人	158人	30人	38人	41人	3人	147人	29人	38人	40人
②(他市町の子ども)			2人	10人	2人	2人	2人	2人	10人	2人	2人	2人
③確保の内容	教育・保育施設	町内	18人	162人	39人	39人	42人	18人	162人	39人	39人	42人
		町外	2人	10人	2人	2人	2人	2人	10人	2人	2人	2人
	(確認を受けない幼稚園)	町内	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		町外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	地域型保育事業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
③-(①+②)			14人	4人	9人	1人	1人	15人	15人	10人	1人	2人

			令和9年度					令和10年度				
			1号	2号	3号			1号	2号	3号		
					0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
①量の見込み (必要利用定員総数)			3人	146人	38人	38人	40人	3人	135人	27人	38人	40人
②(他市町の子ども)			2人	10人	2人	2人	2人	2人	10人	2人	2人	2人
③確保の内容	教育・保育施設	町内	18人	162人	39人	39人	42人	18人	162人	39人	39人	42人
		町外	2人	10人	2人	2人	2人	2人	10人	2人	2人	2人
	(確認を受けない幼稚園)	町内	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		町外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	地域型保育事業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
③-(①+②)			15人	16人	1人	1人	2人	15人	27人	12人	1人	2人

			令和11年度				
			1号	2号	3号		
					0歳	1歳	2歳
①量の見込み (必要利用定員総数)			3人	141人	26人	38人	41人
②(他市町の子ども)			2人	10人	2人	2人	2人
③確保の内容	教育・保育施設	町内	18人	162人	39人	39人	42人
		町外	2人	10人	2人	2人	2人
	(確認を受けない幼稚園)	町内	—	—	—	—	—
		町外	—	—	—	—	—
	地域型保育事業		—	—	—	—	—
③-(①+②)			15人	21人	13人	1人	1人

※表中の「③-(①+②)」とは、量の見込みに対する提供体制の過不足を表しており、数値がマイナスの場合、待機児童が発生していることを示す。

■乳児等通園支援事業【新規】に対する「確保の内容」および「実施時期」

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	① 量の見込み	0人	6人	6人	5人	5人
	② 確保の内容	見込み量に対する提供体制は十分に確保できており、期間中の実施をめざします。				
1歳児	① 量の見込み	0人	7人	10人	13人	15人
	② 確保の内容	見込み量に対する提供体制は十分に確保できており、期間中の実施をめざします。				
2歳児	① 量の見込み	0人	11人	12人	13人	14人
	② 確保の内容	見込み量に対する提供体制は十分に確保できており、期間中の実施をめざします。				

4 学校教育・保育の一体的な提供と体制の確保

子ども・子育て支援新制度では、保護者の就労状況等にかかわらず、そのニーズや選択に応じた多様で総合的な子育て支援を進めることをめざしています。

幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、地域の子育て支援も行う認定こども園は、教育・保育を一体的に受けることが可能な施設として位置づけられ、国では、認定こども園の認可・認定手続きの簡素化等により、新たな設置や移行をしやすくするなど、普及のための施策を打ち出しています。

本町のすべての保育所は、保育所型認定こども園に移行しました。保育における保育の質を十分に確保しながら、教育においても5歳児は英語、4歳児はスポーツ、3歳児はリトミックに取り組んでおり、教育の視点を広げていきます。

さらに、「新・放課後子ども総合プラン」において、小学生児童の学校教育と保育の一体的提供として、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施や、小学校の空き教室の活用が求められています。本町では統合する小学校の空き教室を放課後児童クラブに改修・整備を行い、児童の安心・安全を推進しています。また、今後も放課後児童クラブと学校教育との連携を深めながら、より安全で一体的な提供体制の確保に努めてまいります。

5 地域子ども・子育て支援事業(量の見込み、提供体制の確保内容、実施時期)

(1) 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

■地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者支援事業		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
妊婦健康診査		71人/年	67人	64人	62人	60人	58人
乳児家庭全戸訪問事業		40人/年	37人	36人	34人	33人	32人
産後ケア事業【新規】		0人/年	1人	1人	1人	1人	0人
養育支援訪問事業(世帯)		17人/年	16人	16人	15人	15人	14人
子育て世帯訪問支援事業(訪問による生活の支援)【新規】		16世帯	13世帯	13世帯	13世帯	13世帯	12世帯
地域子育て支援拠点事業		75人回/月	70人回	73人回	69人回	66人回	65人回
一時預かり事業	幼稚園在園児対象型	0人日/年	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	在園児対象型を除く(ファミサポの未就学児利用含む)	59人日/年	55人日	54人日	52人日	49人日	50人日
延長保育事業		76人/年	74人	73人	71人	67人	68人
病児・病後児保育事業		9人日/年	9人日	9人日	8人日	8人日	8人日
子育て短期支援事業		0人日/年	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
ファミリーサポートセンター事業		2人日/年	2人日	2人日	2人日	2人日	2人日
放課後児童健全育成事業	低学年	63人/年	63人	56人	51人	51人	46人
	高学年	6人/年	2人	2人	2人	2人	2人

(2) 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保内容およびその実施時期

①利用者支援事業

■利用者支援事業:「量の見込み」に対する「確保の内容」および「実施時期」

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
こども家庭センター型	①量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	②確保の内容	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
妊婦等包括相談支援事業型【新規】	①量の見込み	111回	108回	102回	99回	96回
	②確保の内容	111回	108回	102回	99回	96回

提供体制、確保策の考え方

○利用者支援事業については、現在、こども家庭センターを設置し、一体的な相談支援体制を整備しており、今後広報等による周知に力を入れ、体制の整備に努めます。

○妊婦等包括相談支援事業【新規】については、妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行うため、ニーズの把握に努めるとともに、今後の国の動向等を踏まえる中で検討していきます。

②妊婦健康診査

■妊婦健康診査:「量の見込み」に対する「確保の内容」および「実施時期」

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	67人	64人	62人	60人	58人
② 確保の内容	67人	64人	62人	60人	58人
②-①	0	0	0	0	0
実施場所	各医療機関	各医療機関	各医療機関	各医療機関	各医療機関

提供体制、確保策の考え方

○妊婦健康診査については、現在、各医療機関において無料で実施しており、今後も受診しやすい体制の整備に努め、見込み量に対する提供体制を十分に確保していきます。

③乳児家庭全戸訪問事業

■乳児家庭全戸訪問事業:「量の見込み」に対する「確保の内容」および「実施時期」

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	37人	36人	34人	33人	32人
② 確保の内容	37人	36人	34人	33人	32人
②-①	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

○乳児家庭全戸訪問事業については、現在、保健師等が乳児のいる家庭を訪問しており、今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できている状況です。

④産後ケア事業【新規】

■産後ケア事業:「量の見込み」に対する「確保の内容」および「実施時期」

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	1人	1人	1人	1人	0人
② 確保の内容	1人	1人	1人	1人	0人
②-①	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

○産後の身体の回復や育児に不安がある場合に、医療機関で身体的および心理的ケアを提供しており、今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できている状況です。

⑤養育支援訪問事業

■養育支援訪問事業:「量の見込み」に対する「確保の内容」および「実施時期」

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	16人	16人	15人	15人	14人
② 確保の内容	16人	16人	15人	15人	14人
②-①	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

○養育支援訪問事業については、実施状況が少数であるため、今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できている状況です。

⑥子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）【新規】

■子育て世帯訪問支援事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」および「実施時期」

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	13世帯	13世帯	13世帯	13世帯	12世帯
② 確保の内容	見込み量に対する提供体制は十分に確保できる予定です。				

提供体制、確保策の考え方

○要支援児童、要保護児童およびその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラ一含む）に、世帯を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う事業です。実施状況が少数であるため、今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できている状況で、今後は宝達志水町子ども・子育て会議において検討します。

⑦地域子育て支援拠点事業

■地域子育て支援拠点事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」および「実施時期」

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	70人回	73人回	69人回	66人回	65人回
② 確保の内容	70人回	73人回	69人回	66人回	65人回
②-①	0	0	0	0	0
施設数	一般型 1か所	一般型 1か所	一般型 1か所	一般型 1か所	一般型 1か所

提供体制、確保策の考え方

○地域子育て支援拠点事業については、現在、町内1か所において実施しています。
○今後も多くの方に利用していただけるよう、子育てに役立つ内容や魅力ある情報を発信しながら、子育ての不安や悩みを相談でき、お子さん同士の交流ができるよう提供体制を十分に確保していきます。

⑧一時預かり事業

■一時預かり事業(幼稚園在園児対象型):「量の見込み」に対する「確保の内容」および「実施時期」

幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
② 確保の内容	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
②-①	0	0	0	0	0
施設数	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

■一時預かり事業(在園児対象型を除く):「量の見込み」に対する「確保の内容」および「実施時期」

幼稚園以外での一時預かり	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	55人日	54人日	52人日	49人日	50人日
② 確保の内容 (認定こども園での一時預かり、トワイライトステイ、ファミリーサポートセンター〔未就学児〕を含む)	55人日	54人日	52人日	49人日	50人日
②-①	0	0	0	0	0
施設数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

提供体制、確保策の考え方

- 一時預かり事業(在園児対象型を除く)については、現在、町内すべての認定こども園において実施しており、毎年度一定の利用があるため、今後も体制の強化を図ることにより、見込み量に対する提供体制は十分に確保できるものとしています。
- 一時預かり事業(幼稚園在園児対象型)については、現在、町内に幼稚園がないため、事業量を見込んでいません。しかし、希望する方については、管外保育を行っている幼稚園において実施しています。

⑨延長保育事業

■延長保育事業:「量の見込み」に対する「確保の内容」および「実施時期」

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	74人	73人	71人	67人	68人
② 確保の内容	74人	73人	71人	67人	68人
②-①	0	0	0	0	0
施設数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

提供体制、確保策の考え方

- 延長保育事業については、現在、町内のすべての認定こども園において実施しており、今後も利用者数の増加に対応できるよう体制の強化を図り、見込み量に対する提供体制を十分に確保していきます。

⑩病児・病後児保育事業

■病児・病後児保育事業:「量の見込み」に対する「確保の内容」および「実施時期」

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	9人日	9人日	8人日	8人日	8人日
② 確保の内容	9人日	9人日	8人日	8人日	8人日
②-①	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

○病児・病後児保育事業については、現在、町内1か所において病後児保育のみ実施しており、今後広報等による周知に力を入れ、利用を促すとともに体制の強化を図り、見込み量の確保に努めます。

⑪子育て短期支援事業（ショートステイ）

■子育て短期支援事業:「量の見込み」に対する「確保の内容」および「実施時期」

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
② 確保の内容	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
②-①	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

○子育て短期支援事業については、実施体制を整備していますが、利用実績はこれまでないため、今後、広報等による周知に努めます。

⑫ファミリーサポートセンター事業

■ファミリーサポートセンター事業:「量の見込み」に対する「確保の内容」および「実施時期」

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	2人日	2人日	2人日	2人日	2人日
② 確保の内容	2人日	2人日	2人日	2人日	2人日
②-①	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

○ファミリーサポートセンター事業については、毎年度一定の利用があるため、引き続き提供体制の確保に努めます。

⑬放課後児童健全育成事業（学童保育）

■放課後児童健全育成事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」および「実施時期」

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	低学年	63人	56人	51人	51人	46人
	高学年	2人	2人	2人	2人	2人
② 確保の内容	低学年	63人	56人	51人	51人	46人
	高学年	2人	2人	2人	2人	2人
②-①		0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

○放課後児童健全育成事業については、現在、町内2か所において実施しており、今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できるものとしています。

⑭児童育成支援拠点事業（子どもの居場所支援）【新規】

提供体制、確保策の考え方

○養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象に、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う事業です。

○現在は整備されていませんが、今後は宝達志水町子ども・子育て会議において、必要性を含めて検討します。

⑮親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）【新規】

提供体制、確保策の考え方

○要支援児童、要保護児童およびその保護者、特定妊婦等を対象に、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達状況等に応じた支援を行う事業です。

○現在は整備されていませんが、今後は宝達志水町子ども・子育て会議において、必要性を含めて検討します。

⑯実費徴収に係る補足給付を行う事業

提供体制、確保策の考え方

○実費徴収に係る補足給付を行う事業については、現在は整備されていませんが、今後は宝達志水町子ども・子育て会議において、必要性を含めて検討します。

⑰多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

提供体制、確保策の考え方

○多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業については、現在は整備されていませんが、今後は宝達志水町子ども・子育て会議において、必要性を含めて検討します。

第5章 子ども・子育て支援関連事業

基本目標1 地域における子育てを支える仕組みづくり 関連事業	
(1) 保育サービスの充実	
保育料の無償化	42ページ
保育所給食完全無償化【新規】	42ページ
多様な保育サービスの実施	43ページ
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	43ページ
子育て短期支援事業	44ページ
一時預かり事業	44ページ
病後児保育事業	45ページ
ファミリーサポートセンター事業	45ページ
保育の質の向上	46ページ
保育施設整備	46ページ
(2) 子育て支援サービスの充実	
地域子育て支援センター事業	47ページ
マイ保育園登録事業	47ページ
児童手当給付事業	48ページ
宝たち成長お祝い事業（出産祝金）	48ページ
宝たち成長お祝い事業（成長祝金）	49ページ
プレミアムパスポート事業	49ページ
乳児等のための支援給付（こども誰でも通園制度）【新規】	49ページ
(3) 子育て支援のネットワークづくり	
地域における子育て支援サービス等のネットワーク形成	50ページ
子育てパンフレットの作成・配布	51ページ
地域子育て世代間交流の推進	51ページ
(4) 児童の健全育成	
学校給食費の無償化【新規】	52ページ
放課後や週末等の居場所づくりの推進	53ページ
夏季および冬季の休日等における子どもの居場所づくり	54ページ
様々な社会資源や団体の連携による児童の健全育成	55ページ
(5) 親子で遊べる、学べる環境の整備	
児童遊戯施設整備事業	56ページ

基本目標2 子どもの健やかな成長を育む環境づくり 関連事業	
(1) 家庭・地域の教育環境の向上	
家庭教育に関する学習機会や情報提供の充実	57ページ

世代間交流の推進	58ページ
(2) 子どもの安全を確保するための活動の推進	
犯罪・事故等の被害から子どもを守るための取り組みの推進	59ページ
町内における防犯カメラの整備	60ページ
交通安全教育の実施	60ページ
公共施設等におけるバリアフリー化の推進	61ページ
防犯性の高い建物部品、優良防犯機器の普及促進	61ページ
防犯講習の実施	62ページ
通学路や公園等における防犯設備の整備	63ページ

基本目標3 親と子の心とからだの健康づくり 関連事業

(1) 親と子どもの健康の確保	
訪問・保健指導の充実	64ページ
健康診査等の充実	65ページ
相談指導の充実	66ページ
妊娠期からの継続した支援体制の整備	66ページ
小児医療体制の充実	67ページ
子どもの事故予防のための啓発	67ページ
新生児全戸訪問事業	68ページ
子ども医療費給付	68ページ
未熟児養育医療の給付	69ページ
定期予防接種の周知および費用負担	69ページ
任意予防接種の助成	70ページ
不妊治療および不育治療の治療費助成	71ページ
グループワークの実施	72ページ
子育て世代包括支援センター（こども家庭センターへの移行・拡充）	72ページ
こども家庭センターの設置【新規】	73ページ
産後ケア事業【新規】	73ページ
妊婦等包括相談支援事業【新規】	73ページ
保育所におけるフッ化物洗口【新規】	74ページ
(2) 思春期保健対策の充実	
性に関する正しい知識の普及	75ページ
喫煙や薬物に関する教育の推進	75ページ
学童期・思春期における相談体制の充実	76ページ
(3) 食育の推進	
乳幼児期における食に関する学習機会や情報の提供	77ページ
食に関する学習機会や情報の提供	78ページ
保育所における食育の推進【新規】	78ページ

基本目標 4 配慮が必要な子ども・家庭を支える仕組みづくり 関連事業	
(1) 児童虐待防止対策の推進および早期療養支援	
要保護児童への支援体制の充実	79ページ
虐待の早期発見・早期対応の充実	80ページ
虐待に関する情報の周知	80ページ
発達支援事業【新規】	81ページ
(2) 障害のある子どもの自立支援	
療育体制の整備	82ページ
特別支援教育の充実	82ページ
認定こども園や放課後児童健全育成事業における障害のある子どもの受け入れ	83ページ
特別児童扶養手当【県事業】	83ページ
育成医療【県事業】	84ページ
子育て支援連絡会	84ページ
(3) ひとり親家庭への支援	
相談体制の充実【県事業】	85ページ
ひとり親家庭等医療費給付	85ページ
児童扶養手当【県事業】	86ページ
ひとり親家庭の子どもへの学習支援事業	86ページ
(4) 子どもの貧困対策の推進	
子どもの貧困対策を進めるための調査・研究	87ページ
生活困窮世帯への学習支援事業【県事業】	87ページ
関係機関への子どもの貧困対策についての周知啓発	88ページ
児童生徒就学援助支給制度	88ページ
適応指導教室の設置【新規】	89ページ
児童育成支援拠点事業（子どもの居場所支援）【新規】	89ページ
子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）【新規】	90ページ
親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）【新規】	90ページ

基本目標 5 仕事と家庭を両立させる環境づくり 関連事業	
(1) 仕事と家庭（子育て）の両立	
ワーク・ライフ・バランスの普及啓発	91ページ
家庭における男女共同参画意識の啓発	91ページ
各種制度の普及啓発	92ページ

【新規】 新規事業

【県事業】 県で実施している事業だが、町が手続きの一部を行っている事業

Ⅰ 地域における子育てを支える仕組みづくり

(1) 保育サービスの充実

共働き共育て等のライフスタイルの多様化や核家族化の進行により、保育サービスのニーズも多岐にわたっています。子育て家庭のニーズを的確に把握し、関係団体が実施する各種保育サービスと連携を図りながら、保育の量的拡充と質の向上をめざします。また、一部の施設では老朽化が進んでおり、対策を講じていく必要があります。

主な施策		方向性	担当課
施策名	保育料の無償化	拡充	子育て 応援室
<p>【目的】 ○町内の保育所に入所しているすべての児童にかかる保育料を無償化にすることで保護者の経済的負担の軽減を図ります。</p> <p>【取組内容】 ○町内の保育所に入所している児童の保育料を完全無償化します（3歳～5歳児は国制度により令和元年度に無償化）。</p> <p>【今後の取組】 ○今後も引き続き保育料の無償化を実施し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。</p>			
施策名	保育所給食完全無償化	新規	子育て 応援室
<p>【目的】 ○副食費（おかず代）と主食費（ごはん代）をすべて無償化とし、保護者の経済的負担の軽減を図ります。</p> <p>【取組内容】 ○副食費は、国の公定価格に合わせて助成します（令和6年度は4,800円）。 3歳以上児について、令和7年度より自宅から主食を持参する負担をなくし、町内すべての保育所で炊きたてのあたたかい主食を提供します。</p> <p>【今後の取組】 ○引き続き副食費と主食費を助成します。町内の保育所では、主食を提供する事で特別メニューを増やし、児童の様々な食体験を進めます。</p>			

主な施策		方向性	担当課
施策名	多様な保育サービスの実施	継続	子育て 応援室
<p>【目的】 ○保護者の就労形態や生活実態の多様化に対応した延長保育、休日保育を実施することにより、保護者の利便性および児童の福祉の向上を図ります。</p> <p>【取組内容】 ○延長保育（2号認定、3号認定）、預かり保育（1号認定）、休日保育を実施しました。 ○実績（令和5年度） ・利用者数：（継続型）0人、（緊急型）76人 ・延長保育延べ利用者数：267人・休日保育延べ利用者数：31人</p> <p>【今後の取組】 ○延長保育や休日保育は、共働き世帯には必要な保育サービスであるため、引き続き実施します。</p>			
施策名	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	改善	子育て 応援室
<p>【目的】 ○就労等の理由により昼間保護者が不在の小学生に対して、安心して過ごせる生活の場を提供し、支援員の指導のもとに健全育成を図ります。</p> <p>【取組内容】 ○児童の保育、集団生活を通して児童の健全育成を図ります。 ○押水児童クラブ（門前地内）、しお児童クラブ（杉野屋地内）を開設し、運営を聖ヨハネ会に委託。しお児童クラブは、令和6年11月から志雄小学校内に移転し運用。 ○実績（令和6年5月1日時点） ・放課後児童クラブ利用登録者数：（押水）37人、（しお）31人</p> <p>【今後の取組】 ○令和6年度末で聖ヨハネ会が児童クラブの運営を終了するため、令和7年度から町直営となります。聖ヨハネ会と連絡調整や事務引継を詳細に行い、安心して児童や保護者が利用できるような運営を行います。 ○今後も放課後に児童をみることができない親の代わりに支援員の指導のもと安心して過ごせる場を提供し、児童の健全育成を図ります。</p>			

主な施策		方向性	担当課
施策名	子育て短期支援事業	継続	子育て 応援室
<p>【目的】</p> <p>○保護者が疾病、冠婚葬祭、その他の理由により、家庭における子どもの養育が困難となった場合等に、子どもを一定の期間預かることで、その家庭の福祉の向上を図ります。</p> <p>【取組内容】</p> <p>○児童福祉施設等で一時的な養育、保護を行います。（原則7日以内）</p> <p>○実績（令和5年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延べ利用者数：0人 <p>【今後の取組】</p> <p>○保護者に制度の内容を説明し子どもの養育への不安をやわらげます。</p> <p>○事業の知名度および施設の利便性の向上に取り組みます。</p>			
施策名	一時預かり事業	継続	子育て 応援室
<p>【目的】</p> <p>○子どもの保護者または養育者が疾病その他特別な理由のため、家庭で保育できない子どもを一時的に預かります。</p> <p>【取組内容】</p> <p>○認定こども園に通所していない子どもの一時的な保育を行います。</p> <p>○実績（令和5年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延べ利用者数：277人 <p>○長期利用の希望に沿えるよう保育士の配置を工夫し受け入れができました。</p> <p>【今後の取組】</p> <p>○認定こども園に通所していない子どもを対象に一時的な保育を行い、保護者の負担を軽減するために、引き続き取り組みます。</p>			

主な施策		方向性	担当課
施策名	病後児保育事業	改善	
<p>【目的】 ○認定こども園に入所している子どもで、病気の回復期で集団保育ができない子どもを預かり、働く保護者の支援を図ります。</p> <p>【取組内容】 ○相見保育所の病児保育室において看護師を配置し、病気の回復期の子どもを一時的に預かります。（1日2人まで） ○実績（令和5年度） ・延べ利用者数：1人 ・コロナ禍はケガによる病後児保育受け入れのみのため件数が減少しました。</p> <p>【今後の取組】 ○ケガだけではなく病気での受け入れも再開したため、保護者が必要とする時に利用できるよう病後児保育の周知を図ります。</p>			
施策名	ファミリーサポートセンター事業	継続	子育て 応援室
<p>【目的】 ○地域住民同士の育児に関する互助援助活動を行い、子育ての負担軽減につなげる事業です。サービス提供者・利用者ともに登録する会員組織により運営を行っています。</p> <p>【取組内容】 ○生後2か月から小学校6年生までの子どもを持つ保護者を対象に、保育施設等の開始前および終了後の子どもの預かりや、町内の認定こども園・小学校・放課後児童クラブ、その他保育施設等への子どもの送迎、子どもの軽度の病気や保育施設等の休業日、その他の事由がある場合における子どもの預かりなどの援助活動を行います。 ○乳児全戸訪問や児童扶養手当現況届時に保護者のニーズを聞き、会員登録を促しました。 ○実績（令和5年度） ・延べ利用者数：1人</p> <p>【今後の取組】 ○事業の徹底した周知活動を行い、「まかせて会員」の増加を図ることで、「おねがい会員」の希望に応えられるよう努めます。 ○今後も地域住民同士の育児に関する互助援助活動を行い、子育ての負担軽減につなげていきます。 ○年度末に退職する保育士を「まかせて会員」に勧誘し、登録会員を増やします。</p>			

主な施策		方向性	担当課
施策名	保育の質の向上	継続	子育て 応援室
<p>【目的】 ○県および県社協主催の各種研修会への参加を促進し、保育士のスキルアップを図ります。</p> <p>【取組内容】 ○コロナ禍でもオンラインで研修に参加するなど、保育のスキルアップを図りました。 ○県社協保育部会主催の各種研修会へ参加しました。（年間65回） ○町保育士会研修会を開催しました。（年2回） ○町保育士会実践研究発表会を開催しました。（年1回）</p> <p>【今後の取組】 ○保育士の個々のスキルアップを図るため、今後も積極的な参加を促進します。</p>			
施策名	保育施設整備	拡充	子育て 応援室
<p>【目的】 ○子どもが快適に認定こども園で過ごせるように、認定こども園構築物および設備の維持を適切に行います。また、子どもの集団・交流活動の質を維持します。</p> <p>【取組内容】 ○認定こども園の状況を適切に把握し、必要な修繕を実施します。 ○老朽化が著しく大規模改修が必要な施設は、改修計画を策定し、計画的に改修します。 ○令和3年度には中央保育所の大規模化改修を行うなど、充実した保育サービスが提供できるよう、保育施設の工事等を実施しました。 ○実績（令和5年度） ・アルミ遊具設置工事（北大海第一保育所） ・厨房空調機器新設工事（南部保育所） ・浄化槽修繕工事、移動用アンプおよびスピーカー機器購入（相見保育所）</p> <p>【今後の取組】 ○令和6年能登半島地震による南部保育所閉園に伴い、中央保育所の増改築工事を進め、保育環境の改善および充実を図ります。 ○今後も施設・遊具の損壊、設備の故障が保育に影響しないように、必要に応じて適切な修繕を行います。</p>			

(2) 子育て支援サービスの充実

共働き共育で世帯の増加、ライフスタイルの多様化や地域のつながりの希薄化、核家族化の進行等により、子育て経験者の支援やアドバイスを受ける機会が不足し、家庭や地域の子育て機能が弱くなっています。

また、本町は多子世帯が多い傾向にありますが、経済的な理由から第2子以降を授かる家庭が減少しており、少子化対策として、第2子以降を授かれるよう、経済的な支援を行うことも必要となっています。

今後の国の動向を踏まえながら、子育てに伴う経済的負担の軽減を図るとともに、地域の中で子育てに関する情報提供や相談、支援を行える環境づくりに努め、子育て家庭を支えます。

主な施策		方向性	担当課
施策名	地域子育て支援センター事業	継続	子育て 応援室
<p>【目的】 ○子育てに関する悩みや相談に応じ、安心して子育てができる環境を整え、就学前児童の健全な育成と児童福祉の向上を図ります。</p> <p>【取組内容】 ○相見保育所に併設し、子育てに関する各種相談、子育てサークル等の育成および支援、子育てに関する情報の収集および提供を行います。</p> <p>○実績（令和5年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録者数：66人 ・年間利用者：（乳幼児）886人、（保護者）875人 <p>【今後の取組】 ○今後も引き続き保護者からの相談に応じて、必要な情報提供および助言を行うとともに、子育てサークル等を支援し、保護者の育児への不安軽減や解消など育児支援を図ります。</p>			
施策名	マイ保育園登録事業	継続	子育て 応援室
<p>【目的】 ○妊娠期から子どもが認定こども園に入所するまでの不安の多い時期に、保育士が継続的に支援を行い、保護者の育児不安の解消を図ります。</p> <p>【取組内容】 ○認定こども園に入所していない3歳までの子どもを持つ保護者を対象に、育児体験（認定こども園の見学）、一時保育、育児支援（育児相談）を行います。</p> <p>○実績（令和5年度）登録者数：18人・一時保育利用者数：35人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身近な保育施設で預かることができるため育児不安の解消が図られました。 <p>【今後の取組】 ○今後も継続して取り組み、認定こども園にまだ入所していない子どもを持つ保護者の不安軽減を図ります。</p>			

主な施策		方向性	担当課
施策名	児童手当給付事業	継続	子育て 応援室
<p>【目的】 ○子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、児童手当を支給します。</p> <p>【取組内容】 ○給付額（令和6年9月迄）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・0歳～3歳未満 月額15,000円 ・3歳～小学校卒業まで 月額10,000円（第1・2子）、月額15,000円（第3子以降） ・中学生 月額10,000円 ・特例給付月額 5,000円（所得制限超過世帯） <p>【令和6年10月以降】 0歳～3歳未満第1子・第2子月額15,000円、3歳～高校生年代まで第1子・第2子月額10,000円、第3子以降は一律月額30,000円</p> <p>○実績（令和5年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民異動の受付窓口とも連携しながら、必要な申請の受付と適切な支給ができました。 ・支給対象人数：10,185人 ・給付金額：113,620千円 <p>【今後の取組】 ○今後も引き続き児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与し、次代の社会を担う子どもの健やかな成長を図ります。 ○児童手当の未支給児童が出ることをないよう、転入・転出・出生等の住基異動をもれなく把握し、正確に事務処理ができるよう努めます。</p>			
施策名	宝たち成長お祝い事業（出産祝金）	継続	子育て 応援室
<p>【目的】 ○町の宝である子どもたちの成長を祝うとともに、子育てを支援し、若年層の定住化を図ることを目的に、出産祝金を支給します。</p> <p>【取組内容】 ○一律15万円（現金10万円、商品券5万円）を支給します。</p> <p>○実績（令和5年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受給者数：35人 ・支給額：525万円 <p>【今後の取組】 ○商品券の期限内利用の案内とともにアンケートを引き続き実施します。 また、若年世代が町内の店舗を知る機会として、商品券利用店舗の一覧チラシを商品券郵送時に同封します。</p>			

主な施策		方向性	担当課
施策名	宝たち成長お祝い事業（成長祝金）	継続	子育て 応援室
【目的】 ○町の宝である子どもたちの成長を祝うとともに、子育てを支援し、若年層の定住化を図ることを目的に、当該年齢の子どもの保護者に成長祝金を支給します。			
【取組内容】 ○一律3万円（6歳、12歳、15歳、18歳）を支給します。 ○実績（令和5年度） <ul style="list-style-type: none"> ・受給者数：344人 ・支給額：1,032万円 【今後の取組】 ○支給者を対象に引き続きアンケートを実施しながら、ニーズの把握に努めます。			
施策名	プレミアムパスポート事業	継続	子育て 応援室 企画情報課
【目的】 ○石川県が18歳未満の子どもが2人以上いる世帯を対象に発行している「プレミアムパスポート」（協賛店舗で割引等の特典を受けられる）について、本町においても運営主体である協議会に負担金を納め、協力しています。			
【取組内容】 ○ごみ袋（大20枚）を配布しています。〔子育て応援室〕 ○ケーブルテレビ視聴料を毎年2か月間無料にしています。〔企画情報課〕 ○実績（令和5年度） <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ袋配布数：104世帯 ・ケーブルテレビ減免対象者：35世帯、（令和4年：27世帯） 【今後の取組】 ○引き続き事業の周知を図り、子育て世帯の生活を支援します。			
施策名	乳児等のための支援給付（こども誰でも通園制度）	新規	子育て 応援室
【目的】 ○0歳6か月から満3歳未満の保育園等に通っていない子どもを対象に、令和8年4月の本格実施にむけ、時間単位等で柔軟に通園が可能な仕組みづくりを検討します。			

(3) 子育て支援のネットワークづくり

子どもはもちろん、子育て中の親の成長において、様々な人々とのかかわりの中で子育てをしていくことは大きな影響を与えます。

子育て支援や学校での支援制度、ひとり親家庭や障害のあるお子さんへの支援など子育て関連事業を集約し、HPや子育てパンフレットで周知を行っています。相談窓口や子育て支援サービス等の周知をはじめ、子育てを支援する活動団体の育成と活動支援に努めます。また、地域の高齢者との交流機会の拡大に努め、子育て支援の充実を図ります。

主な施策		方向性	担当課
施策名	地域における子育て支援サービス等のネットワーク形成	拡充	子育て 応援室
<p>【目的】 ○子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するために、地域における子育て支援サービス等のネットワークを形成します。</p> <p>【取組内容】 ○子育て応援室に、子育てに関する情報（認定こども園、子育て支援センター、放課後児童クラブ、ファミリーサポートセンター、母子保健、要保護児童等）を集約し、効果的な支援を行いました。</p> <p>【今後の取組】 ○令和6年4月に設置したこども家庭センターで、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供するための体制を構築していきます。</p>			

主な施策		方向性	担当課
施策名	子育てパンフレットの作成・配布	継続	子育て 応援室
<p>【目的】 ○あらゆる子育て家庭を対象に、子育て支援サービス等の周知のため、子育てパンフレットを作成し、詳細な情報提供に努めます。</p> <p>【取組内容】 ○子育てパンフレットを作成しました。（毎年度更新） ○母子手帳交付時、出生時、各種健診時に配布および町ホームページに掲載しました。 ○民生委員総会で配布するとともに町内店舗に設置しました。</p> <p>【今後の取組】 ○現在は町ホームページでの公開や出生時等での配布のみであるため、子育て家庭に見てもらえる機会をさらに広げられるよう、配布方法を検討し、本町における子育て支援事業の周知に努めます。</p>			
施策名	地域子育て世代間交流の推進	継続	子育て 応援室
<p>【目的】 ○地域の高齢者等が子育てに参加できるよう、交流の場の確保に努めます。</p> <p>【取組内容】 ○地区老人会が認定こども園の行事に参加しました。 ○地区老人会に参加し交流を図りました。 ○認定こども園に通う子ども達が地区老人会に参加し交流を図りました。</p> <p>【今後の取組】 ○今後も引き続き高齢者と子どもの交流および高齢者の子育て支援の参加を促進します。 ○高齢者が子育て支援に参加できるような世代間交流となるよう努めます。</p>			

(4) 児童の健全育成

児童生徒の健全育成を図るため、新たに学校給食の完全無償化により、児童生徒の食育や地産地消、アレルギー対策などに配慮しつつ、保護者の経済的負担を軽減することで、若い子育て世帯の支援にも繋げ、暮らしやすいまちづくりをめざします。

さらに、地域において子どもが自由に遊び、安全に過ごすことのできる放課後・週末等の居場所づくりや、友達同士で円滑な人間関係を築くことができるよう、子どもだけの自発的な遊びの場づくりが必要となっています。

また、放課後や週末、夏季および冬季の休日等において、自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる居場所づくりを進めるため、図書館や児童館等の施設の活用を推進します。併せて、ボランティア・体験活動等、青少年健全育成活動の促進を図るとともに、関係機関・団体の連携による子どもの見守り活動等の充実を図ります。

主な施策		方向性	担当課
施策名	学校給食費の無償化	新規	学校教育課
<p>【目的】 ○児童生徒に係る学校給食費を完全無償化することで保護者の経済的負担の軽減を図ります。</p> <p>【取組内容】 ○町内の小中学校に在学している児童生徒の学校給食費を町が全額負担します。(ただし、保護者の住所が町内にある場合) ○町内に住所のある保護者のお子さんが、町外の小中学校に在学している場合、その学校給食費を町の基準額を上限として助成します。(償還払い) <基準額> 小学校 49,500円(月額4,500円×11ヶ月) 中学校 56,100円(月額5,100円×11ヶ月)</p> <p>【今後の取組】 ○今後も引き続き学校給食費の無償化を実施し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。</p>			

主な施策		方向性	担当課
施策名	放課後や週末等の居場所づくりの推進	継続	生涯学習課
<p>【目的】</p> <p>○健康づくりや学びの機会提供のため、放課後や週末等における子どもたちの安全・安心な居場所を設け、学習または文化活動、出前講座、地域住民との交流活動等を実施します。〔図書館〕</p> <p>○子どもたちのコミュニケーション能力の向上と、心豊かで健やかに育まれる環境づくりのため、学校が違う子どもたちや異年齢の子どもたちの交流・体験の場を提供します。〔公民館〕</p> <p>【取組内容】</p> <p>○計画の広報・啓発、子ども読書推進に関する事業、おすすめ本リスト配布、館内整備を行いました。〔図書館〕</p> <p>○子どもを対象とした公民館講座を実施しました。〔公民館〕</p> <p>○実績（令和5年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスの影響と児童数の減少により、講座・活動は縮小となりました。 ・図書館活動参加者数：109人・公民館講座参加者数：81人 <p>【今後の取組】</p> <p>○今後も子どもの学習、文化活動の場として、継続して広報・情報発信していきます。〔図書館〕</p> <p>○放課後児童クラブ2か所に月1回配本しているほか、図書館事業として、休日に手作り教室、おはなし会、紙芝居の公演等を行います。〔図書館〕</p> <p>○子どもの好奇心や関心を高め、家庭・学校生活に生かそうという意欲につながるような講座の開催に努めます。〔公民館〕</p> <p>○公民館は本館の1館しかなく、徒歩圏外の子どもが参加するためには保護者の送迎が必要であるため、参加しやすい日程で開催します。〔公民館〕</p> <p>○多様な公民館講座の開催に努めます。〔公民館〕</p>			

主な施策		方向性	担当課
施策名	夏季および冬季の休日等における子どもの居場所づくり	継続	
<p>【目的】 ○子どもが安心して遊ぶことができ、異年齢児間の交流や親同士の交流も図れるよう、公民館、青少年施設等の公共施設での活動の充実を図ります。</p> <p>【取組内容】 ○夏休み期間中のクールシェアに取り組んでいる施設として生涯学習センター施設の開放は継続して行っているが、学外活動や公民館体験型学習は開催できていません。</p> <p>【今後の取組】 ○夏季および冬季の休日等に子どもが安心して自由に遊ぶことができ、年齢の異なる子どもたちがいろいろな遊びを通じて交流することができるよう、子どもの居場所づくりに継続して取り組みます。 ○「いしかわクールシェア」の施設となっている町図書館において、子どもの居場所づくりを今後も継続して行います。</p>			生涯学習課

主な施策		方向性	担当課
施策名	様々な社会資源や団体の連携による児童の健全育成	継続	
<p>【目的】 ○家庭、学校、地域が一体となり、子どもたちが明るく心豊かに、健やかに育まれるよう、地域ぐるみで青少年育成に取り組みます。</p> <p>【取組内容】 ○主な活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年健全育成町民会議・青少年育成委員会（年2回） ・あいさつデーの実施（毎月1回） ・あいさつ運動、愛のひと声運動強化週間の実施（年4回） ・社会を明るくする運動（7月） ・グッドマナーキャンペーン（9月） ・青少年育成委員による各イベント時の巡回指導（7グループ、年5回） <p>○実績（令和5年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民会議の構成組織や育成委員会、ボランティアの方々と連携し活動を実施しました。 ・グッドマナーキャンペーン参加者数：1,307人 <p>【今後の取組】 ○家庭、学校、地域が連携・協力して学校支援活動を推進し、学校を核とした地域づくりや地域の教育力向上に努めます。</p> <p>○登校時の巡回および見守りだけでなく、下校時における巡回にも力を入れ、地域全体で子どもの安全を見守ろうとする意識の向上に取り組みます。</p> <p>○関係機関並びに学校、社会教育団体等の代表者で構成される青少年健全育成町民会議が主体となって、子どもたちの豊かな心を育む教育事業を推進します。また、青少年育成センターを中心に、地域で巡回指導を行います。</p>			生涯学習課

(5) 親子で遊べる、学べる環境の整備

友達との交流や遊びを通じた運動などは、心身の発達に重要です。

少子化や遊び場の減少、携帯型ゲームやモバイル端末の普及等により、一人で遊ぶ子どもや、家の中で遊ぶ子どもが増加していますが、子どもがいつでも安心して遊び、楽しみながら学べる屋内型の遊戯施設の整備の検討を行います。

主な施策		方向性	担当課
施策名	児童遊戯施設整備事業	拡充	子育て 応援室
<p>【目的】 ○屋内型の児童遊戯施設を整備することで、本町の子育て支援のさらなる進展を図ります。</p> <p>【取組内容】 ○屋外児童遊具施設「ほっぴーパーク」を令和5年4月に開園しました。 (ふわふわドーム、キッズバイク、クライミング、ブランコ) さらに、遊具の充実、安全対策のための整備を行い、令和6年4月にリニューアルしました。(築山遊具、キッズバイクコースなど)</p> <p>○実績(令和5年度) ・延べ平均利用者数：66人/日</p> <p>【今後の取組】 ○雨天時でも遊べる屋内型の施設整備を検討します。施設方針は、子どもが遊びながら知育・体育効果が期待できるもの、保護者も子どもと一緒に遊べる・学べるものとしします。 ○現有する施設のあり方を見直し、活用を図ります。</p>			

2 子どもの健やかな成長を育む環境づくり

(1) 家庭・地域の教育環境の向上

共働き共育て等のライフスタイルや就労形態の多様化、地域のつながりの希薄化、核家族化、少子化等により、家庭や地域の教育力が低下してきています。

子どもの発達段階に応じた、家庭教育に関する学習機会や情報の提供を行うとともに、学校等と連携を図りながら、家庭や地域における教育環境の向上に努めます。

主な施策		方向性	担当課
施策名	家庭教育に関する学習機会や情報提供の充実	継続	生涯学習課
<p>【目的】 ○子どもたちが規則正しい生活習慣を身につけ、健やかに育まれるよう、子育て家庭の子育て等に関する悩みや不安を解消し、子育てしやすい環境づくりに取り組みます。</p> <p>【取組内容】 ○子育て支援センターにおいて、家庭教育支援チーム「ひなたぼっこ」のメンバーによる行事の補助活動を実施（年2回） ○実績（令和5年度） ・新型コロナウイルス感染症の影響による活動制限や会員の高齢化等による大幅な減少のため、活動内容を縮小することになりました。 ・わらべうたの会参加者数：55組 ・ブックスタート参加者数：40人</p> <p>【今後の取組】 ○今後も、子育て支援センターでの子育て支援活動を継続して実施します。子育て経験者や元保育士等が参加することで、子育て家庭への支援につなげます。 ○家庭教育支援チーム「ひなたぼっこ」の支援活動の継続・活性化を図るため、広報等でチームの活動をPRするとともに、研修や新規メンバーの募集を行い、人材育成・人材確保に努めます。</p>			

主な施策		方向性	担当課
施策名	世代間交流の推進	継続	生涯学習課
<p>【目的】 ○学校支援ボランティアの活動を通じて、子どもと地域住民の世代間交流を図ります。</p> <p>【取組内容】 ○学校支援ボランティアに登録した地域住民が、登下校時の見守りや学校行事支援等を行い、活動を通じて交流します。</p> <p>○実績（令和5年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校支援ボランティアに登録した地域住民が、登下校時の見守りや学校行事支援等を行い、活動を通じて子どもと世代間交流を実施しました。 ・ボランティア登録者の高齢化等により活動がやや縮小されています。 ・学校支援ボランティア登録人数：174人 ・学習支援延べ人数：57人 ・図書活動支援延べ人数：428人 ・学校行事支援延べ人数：30人 ・登下校見守り延べ人数：7,441人 <p>【今後の取組】 ○活動を通じ、子どもとボランティアが顔なじみとなって世代間交流が進むことにより、地域力の向上を図ります。</p> ○活動内容や場所等を見直すとともに、各学校の状況に応じて適切な事業運営を実施します。			

(2) 子どもの安全を確保するための活動の推進

子どもが巻き込まれる事故や子どもを狙った犯罪が後を絶たない状況の中、日頃から地域で子どもを見守り、防犯意識を高めていく必要があります。

子どもや子育て家庭が安心して生活できるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮したまちづくり、子どもを事故や犯罪から守るための活動を推進します。

主な施策		方向性	担当課
施策名	犯罪・事故等の被害から子どもを守るための取り組みの推進	継続	環境安全課
<p>【目的】 ○犯罪・事故等の防止および地域住民の防犯意識の向上をめざします。</p> <p>【取組内容】 ○地区防犯委員やボランティアによる自主的な防犯活動を推進します。 ○町公用車へのドライブレコーダーの設置や防犯啓発マグネットの貼り付け等を行います。</p> <p>【今後の取組】 ○今後も継続して、地区防犯委員やボランティアによる自主的な防犯活動の推進を図り、地域住民の防犯意識や犯罪の抑止力を高めるよう努めます。また、ドライブレコーダーや防犯啓発マグネットを設置した町公用車を活用して犯罪の抑止に努めます。</p>			

主な施策		方向性	担当課
施策名	町内における防犯カメラの整備	継続	環境安全課
<p>【目的】 ○町内主要箇所にて防犯カメラを設置し、犯罪、事故等の未然防止を図ります。</p> <p>【取組内容】 ○町が管理する防犯カメラを不特定多数の人が利用する施設や場所等に設置します。</p> <p>○実績（防犯カメラ設置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内主要箇所にて防犯カメラを設置し、犯罪、事故等の未然防止や、警察と連携して犯罪捜査に活用することができました。 <p>全14箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年:宝達駅(2か所) ・令和元年:敷浪駅(2か所)、免田駅(1か所) ・令和2年:北大海第一・相見・南部・中央各保育所(4か所)、宝寿荘(1か所)、宝達志水総合体育館(1か所)、令和4年:米出IC(1か所)、今浜IC(2か所) <p>【今後の取組】 ○犯罪や事故等の未然防止の抑止力として継続して取り組むほか、設置後は計画的な運用を図り、警察とも連携して安全・安心対策に取り組めます。また、集落が設置する防犯カメラの助成制度について検討します。</p>			
施策名	交通安全教育の実施	継続	総務課
<p>【目的】 ○認定こども園、小中学校の子どもを対象に、歩行者としての心得や自転車の安全走行に関する知識と技能を身につけさせるとともに、交通安全についての興味と関心を高めます。</p> <p>【取組内容】 ○県、警察、交通安全協会と協力しながら、基本的な交通ルールやマナーの理解と習得を図るため、各保育所、小中学校において交通安全教室を毎年実施しています。</p> <p>【今後の取組】 ○小中学校において警察および交通安全協会による交通安全教室、認定こども園において県等による交通安全教室を実施します。また、自転車大会への出場を通して、小学校児童の自転車安全利用の推進を図ります。</p>			

主な施策		方向性	担当課
施策名	公共施設等におけるバリアフリー化の推進	継続	関係各課
<p>【目的】 ○住民が認定こども園や町施設を等しく使用できるように、施設のバリアフリー化を推進します。</p> <p>【取組内容】 ○認定こども園（北大海第一保育所、中央保育所）の改修に伴い、スロープの設置や段差の解消などのバリアフリー化を行いました。 ○子ども達が利用する町施設のバリアフリー化を実施しました。</p> <p>【今後の取組】 ○子ども達が利用する施設でのバリアフリー化を推進します。</p>			
施策名	防犯性の高い建物部品、優良防犯機器の普及促進	拡充	学校教育課 子育て 応援室
<p>【目的】 ○児童生徒および学校関係者の安全確保のため、また、有事の際に備えるため、施設の定期的な点検と、防犯性の高い機器を設置し、これらを使用した防犯訓練を行います。</p> <p>【取組内容】 ○各小中学校における防犯カメラや電気錠の設置、安全マニュアルの作成、夜間警備を行いました。〔学校教育課〕 ○不審者対策として、全認定こども園にネットランチャー、催涙スプレーを設置し、時間外警備を委託により実施しました。〔子育て応援室〕</p> <p>【今後の取組】 ○防犯カメラの設置により安全性は高まったものの、機器に頼りすぎないように、また、事故未然防止のため、見回りによる監視も検討します。〔学校教育課〕 ○職員の防犯意識のさらなる向上を図るとともに、女性でも取扱いやすい防犯機器の導入および警察や他団体との連携強化を図ります。〔子育て応援室〕</p>			

主な施策		方向性	担当課
施策名	防犯講習の実施	継続	環境安全課 学校教育課 生涯学習課
<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○犯罪の防止や子どもの防犯意識の向上をめざします。〔環境安全課〕 ○学校支援ボランティアによる子どもの通学路の安全確保を図ります。〔生涯学習課〕 ○児童生徒の安全確保および事故の未然防止のため、学校行事を通して危険回避行動を学びます。〔学校教育課〕 <p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防犯教室を実施しました。（各保育所の交通安全教室に合わせて毎年実施、小中学校において毎年実施）〔環境安全課〕 ○学校支援ボランティアによる登下校の見守り、通学路の安全指導、除雪を実施しました。〔生涯学習課〕 ○各校における講話や避難訓練、護身術、防犯ブザーおよび安全マップの作成等を実施しました。〔学校教育課〕 <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○警察や関係団体と連携し、防犯体制の強化を継続し取り組みます。〔環境安全課〕 ○今後は、登校時だけでなく下校時における見守りにも力を入れ、学校支援ボランティア活動を通じて家庭、学校、地域が一体となり、地域ぐるみで子どもの安全を見守る意識を高めるとともに、他団体と連携を図りながら、地域の課題として取り組みます。〔生涯学習課〕 ○今後も児童生徒の安全確保および事故の未然防止のため、不審者侵入を想定した講話や避難訓練等の各種取り組みを継続的に推進し、意識向上を図ります。〔学校教育課〕 			

主な施策		方向性	担当課
施策名	通学路や公園等における防犯設備の整備	継続	環境安全課 地域整備課 学校教育課 子育て 応援室
<p>【目的】 ○町内における夜間の防犯および交通安全の確保並びに小中学校での児童生徒の登下校時や散歩等における安全確保、交通安全の促進に努めるとともに、通学路等の道路の利便性向上、安全面への配慮等を行います。</p> <p>【取組内容】 ○LED 防犯灯の普及推進を図り、防犯灯の適切な維持管理に努めます。〔環境安全課〕 ○適正な維持管理および通学路点検や道路パトロール等による危険箇所を把握します。〔地域整備課〕 ○通学路安全対策協議会の開催および通学路合同点検を行います。〔学校教育課〕 ○認定こども園を通した散歩道の危険箇所の把握と、指定管理者、行政、警察による現地での安全評価を実施しました。〔子育て応援室〕</p> <p>【今後の取組】 ○引き続き町が管理する水銀灯の LED 化を計画的に進め、安全対策を図ります。〔環境安全課〕 ○公園等について電灯等の補修を行うとともに、通学路や町道に面しているブロック塀等について倒壊の危険性などの調査・把握を行い、必要に応じて所有者への指導や補助金の交付を行います。〔地域整備課〕 ○計画的に通学路の安全点検を実施することにより、通学路の安全確保に努めます。危険箇所の選定においては、地域住民の協力状況等、地域の実情を考慮します。また、学校での安全指導も進めていきます。〔学校教育課〕 ○認定こども園を通して散歩道の危険箇所を把握し、危険箇所については指定管理者、行政、警察で安全点検を実施します。〔子育て応援室〕</p>			

3 親と子の心とからだの健康づくり

(1) 親と子どもの健康の確保

配慮が必要な子どもも全国的に増加傾向にあり、乳幼児期における疾病や障害の早期発見も強く求められています。

また、妊娠出産後に不安を感じる保護者は多く、産婦の産後うつへの対策等、妊娠出産期における育児不安の解消を図るための支援が必要とされています。

今後も健康診査等において、子どもの発育・発達の確認を行うとともに、疾病や障害の早期発見・早期治療、子育て全般に関する情報提供および相談・指導を行うなど、母子の心身の健康づくりを支援する取り組みを推進します。

主な施策		方向性	担当課
施策名	訪問・保健指導の充実	継続	子育て 応援室
<p>【目的】</p> <p>○子どもの発育・発達の確認、疾病や障害の早期発見・早期治療、子育て全般に関する情報提供および相談・指導を実施します。</p> <p>【取組内容】</p> <p>○妊娠届出者への母子健康手帳の交付、妊娠届出時保健指導、妊婦・乳児等訪問指導、未熟児訪問指導を実施しました。</p> <p>○伴走型相談支援やプレパパ・ママ教室を通して、妊娠期からの支援を充実させました。</p> <p>○実績（令和5年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳の交付数：37件 ・妊産婦訪問指導数：49件 ・新生児訪問指導数：3件 ・未熟児訪問指導数：1件 ・乳児訪問指導数：48件 ・幼児訪問数（ハイリスク者）：1件 <p>【今後の取組】</p> <p>○今後も対象者全数訪問をめざすとともに、特に未熟児、出産時のEPDS（エジンバラ産後うつ病自己評価票）高得点の産婦に対し早期の訪問を実施します。</p> <p>○母子の健康が確保されるよう、妊婦や乳幼児の保健医療に対する適時適切な指導・助言を行います。</p>			

主な施策		方向性	担当課
施策名	健康診査等の充実	継続	子育て 応援室
<p>【目的】 ○子どもの成長・発達状態を明らかにし、最適な成長発達を遂げるよう健康管理、保健指導を行うため、健康診査等の充実を図ります。</p> <p>【取組内容】 ○健康診査：妊婦健康診査、妊婦歯科健康診査、産婦健康診査、乳幼児健康調査（1か月児、10か月児、4か月児、1歳6か月児、3歳児）、健康診査後のフォロー（精密検査の実施、個別相談および認定こども園巡回）を実施しました。</p> <p>○実績（令和5年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊婦健康診査延べ受診者数：489人 ・妊婦歯科健康診査受診数：16人 ・産後50日以内の産婦の個別健康診査受診者数：36人（個別精密健康診査は0人） ・産後14日以内の産婦の個別検診受診者数：20人（令和5年開始） ・1か月児健康診査受診者数：35人 ・4か月児健康診査受診者数：33人（個別精密健康診査は1人） ・10か月児健康診査受診者数：37人 ・1歳6か月児健康診査受診者数：53人（個別精密健康診査は2人） ・3歳児健康診査受診者数：45人（個別精密健康診査は17人） <p>【今後の取組】 ○集団健診の未受診者については受診勧奨により次年度全員受診できているため、今後も継続して未受診者への受診勧奨に努めます。</p> <p>○要観察者の保育所巡回、要精密検査対象者への受診確認を徹底して、健診後のフォローに努めます。</p>			

主な施策		方向性	担当課
施策名	相談指導の充実	継続	子育て 応援室
<p>【目的】 ○乳幼児健康診査にて運動・社会性・言語・精神発達等に遅れが疑われるなど、育てにくさを感じている保護者に対して支援を実施するため、相談指導の充実を図ります。</p> <p>【取組内容】 ○心理士による心理相談の実施（1歳6か月児健診、3歳児健診）、心理士による個別相談および認定こども園巡回（月2回）を実施しました。 ○実績（令和5年度） ・健診時およびその後の個別相談指導件数：100件 ・認定こども園巡回経過観察児：120件</p> <p>【今後の取組】 ○個別相談および認定こども園巡回（月2回）を今後も継続しつつ、放課後児童クラブ巡回（年4回）を導入し、就学後の継続支援につなげます。 ○心理相談の対象を小学生までに拡充し、成長・発達のための必要な支援を継続的に実施するとともに、学校教育課との連携に努めます。</p>			
施策名	妊娠期からの継続した支援体制の整備	拡充	子育て 応援室
<p>【目的】 ○母子手帳の交付時に保健師が妊婦と面接することにより、妊婦の状況を把握し、支援の有無を確認します。</p> <p>【取組内容】 ○母子手帳交付時の保健師による面接の全数実施、妊婦健康診査後の保健指導の実施（要フォロー者のみ）、子育て支援連絡会の開催を行いました。</p> <p>【今後の取組】 ○令和6年4月に設置したこども家庭センターで、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の提供体制を構築していきます。 ○妊娠届出時に支援が必要と判断した場合には、サポートプランを作成し、支援体制の強化に努めます。</p>			

主な施策		方向性	担当課
施策名	小児医療体制の充実	継続	子育て 応援室
<p>【目的】 ○かかりつけ医を持つことの必要性や夜間救急の電話相談等の情報を周知啓発するため、また、休日における小児救急患者の受診機会を確保するため、小児医療体制の充実を図ります。</p> <p>【取組内容】 ○乳児家庭全戸訪問時に、夜間小児救急電話相談のチラシを配布し説明しました。 ○七尾市および羽咋郡市の小児科医療機関（7施設）で休日当番医事業を実施（能登中部小児休日資料協議会による。当町も負担金を拠出）しています。</p> <p>【今後の取組】 ○引き続き、適正な受診や相談体制についての周知に努めます。</p>			
施策名	子どもの事故予防のための啓発	継続	子育て 応援室
<p>【目的】 ○子どもの事故予防の正しい知識に関する普及を図るため、啓発を行います。</p> <p>【取組内容】 ○乳児家庭全戸訪問や乳幼児健診時に事故予防のパンフレットを配布し、指導を行います。 ○町の消防署と協力し、支援センターでこどもの事故予防についての救急講座を実施しました。</p> <p>【今後の取組】 ○今後も引き続き、訪問や乳幼児健診等の場を通じて、各月齢・年齢に応じた事故の危険について、パンフレットを用いて説明し、保護者の意識づけを行っていきます。 ○引き続き支援センターと協力し、救急講座を開催していきます。</p>			

主な施策		方向性	担当課
施策名	新生児全戸訪問事業	継続	子育て 応援室
<p>【目的】 ○子育ての孤立化を防ぐために、保護者から様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行います。</p> <p>【取組内容】 ○生後2か月までに全戸訪問を実施 ○支援が必要な産婦に対しては助産師等と連携しながら養育支援訪問事業につなげます。 ○実績（令和5年度） ・新生児全戸訪問件数：52件（うち里帰り15件） ・養育支援訪問事業件数：17件</p> <p>【今後の取組】 ○今後も引き続き、乳児家庭全戸訪問を全数実施します。未熟児や育児不安の強い産婦に対しては、早期の訪問と、継続支援を行います。 ○里帰りの乳児家庭全戸訪問についても、住所地の市町と連携し、支援を実施していきます。</p>			
施策名	子ども医療費給付	継続	子育て 応援室
<p>【目的】 ○子どもの通院や入院にかかる医療費の医療機関窓口無料化を行うことで、子育て世帯の経済的な支援を行うとともに、疾病の早期発見および治療を促進し、子どもの健康の増進および福祉の向上を図ります。</p> <p>【取組内容】 ○子どもの通院・入院にかかる医療費の自己負担分を給付します。 ○所得にかかわらず、医療費の医療機関窓口無料化を実施しています。</p> <p>【対象】 0歳から18歳に到達後最初の3月31日まで</p> <p>【内容】 子ども医療費の無料化（一部償還払いもあり）</p> <p>○実績（令和5年度） ・延べ支給件数：15,577人 ・給付金額：3,306万円</p> <p>【今後の取組】 ○子どもの通院・入院にかかる医療費の医療機関窓口無料化を継続し、子育て世帯の経済的な支援と疾病の早期発見および治療につなげます。ただし、無料化により、安易な受診や不必要な受診が増える可能性があるため、適正な受診に対する啓発を行っていきます。</p>			

主な施策		方向性	担当課
施策名	未熟児養育医療の給付	継続	子育て 応援室
<p>【目的】</p> <p>○体の発育や機能が未熟な状態で生まれた新生児は速やかな入院治療が必要な場合があるため、医師が入院養育を必要と認めた未熟児の保護者に対し医療費給付を行い、速やかな治療に結びつけます。</p> <p>【取組内容】</p> <p>○医師が入院養育を必要と認めた未熟児の保護者に対し、町が医療費を負担し、無料とします。</p> <p>○実績（令和5年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給付件数：1件 ・給付金額：85千円 <p>【今後の取組】</p> <p>○医師が入院養育を必要と認めた未熟児に対し、速やかに治療が行えるよう、入院養育にかかる医療費の無料化を継続して実施します。</p>			
施策名	定期予防接種の周知および費用負担	継続	子育て 応援室
<p>【目的】</p> <p>○乳幼児・児童の感染症予防、重症化予防のため、予防接種法に基づく定期予防接種が乳幼児・児童にもれなく実施されるよう、定期予防接種の周知および費用負担を行います。</p> <p>【取組内容】</p> <p>○定期予防接種の費用負担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロタウイルス、ヒブ、小児肺炎球菌、四種混合、BCG、麻しん風しん、水痘、日本脳炎、B型肝炎、二種混合、子宮頸がん <p>○実績（令和5年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロタウイルス：80件、ヒブ：141件、小児肺炎球菌：141件、四種混合：162件、BCG：36件、麻しん風しん：104件、水痘：89件、日本脳炎：233件、B型肝炎：102件、二種混合：61件、子宮頸がん：137件 <p>○令和4年度から開始した子宮頸がんワクチンの積極的勧奨に合わせ、対象者全員へ個別通知を実施し、広報やホームページ等での受診勧奨や周知に努めました。</p> <p>【今後の取組】</p> <p>○今後も引き続き、乳幼児健診時に予防接種状況を確認し、未接種者に対し接種勧奨を行うことで接種率向上に努めます。</p> <p>○令和6年4月出生時から、五種混合の定期予防接種を始めています。</p> <p>○子宮頸がんワクチンのキャッチアップ対象者について、広報等を通して受診勧奨に努めます。</p>			

主な施策		方向性	担当課
施策名	任意予防接種の助成	拡充	子育て 応援室
<p>【目的】 ○予防接種にかかる費用の一部の助成により、感染や重症化の予防および病気の蔓延化防止を図ります。</p> <p>【取組内容】 ○インフルエンザ、ロタウイルス（令和2年8月生まれから定期化）、おたふくかぜ、先天性風しん症候群の予防接種にかかる費用を一部助成します。</p> <p>○実績（令和5年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザ：639件 ・おたふくかぜ：81件 ・風しん：7件 <p>【今後の取組】 ○インフルエンザの助成について、対象を拡大し、支援の充実に努めます。 ○今後も引き続き、任意予防接種について説明し、保護者に周知を行います。</p>			

主な施策		方向性	担当課
施策名	不妊治療および不育治療の治療費助成	改善	子育て 応援室
<p>【目的】 ○いしかわプレ妊活健診において、妻の年齢が40歳未満のすべての夫婦に対し、健診費用を助成することで経済的負担の軽減を行います。 ○不妊治療および不育症（一般的には流産や死産を2回以上繰り返す）治療を受けた夫婦に対し、治療費の一部助成を行い経済的負担の軽減を行います。</p> <p>【取組内容】 ○いしかわプレ妊活健診助成・助成額：1件2.66万円 ○保険適用となった特定不妊治療費助成（対外受精、顕微授精等） ・助成額：1回の治療につき要した自己負担額と2万5千円とを比較しいずれか低い額（年度2回まで） ○先進医療・特定不妊治療に併せて実施された先進医療費の7割を助成・助成額：上限15万円 ○不育治療費助成 ・助成額：上限30万円（年間） ○実績（令和5年度） ・いしかわプレ妊活健診助成：0件 ・先進医療治療費助成：6件 17.13万円 ・特定不妊治療費助成：8件 20万円 ・不育治療費助成：2件 22.2万円</p> <p>【今後の取組】 ○助成回数や助成額の見直しを実施し、支援の充実に努めます。 ○ホームページや広報等を活用し周知に努めます。</p>			

主な施策		方向性	担当課
施策名	グループワークの実施	改善	子育て 応援室
<p>【目的】 ○初めて育児を行う母親や孤立して育児を行う母親が、同じ立場の母親と語る機会をすることで、育児不安を軽減し、安心して子育てができるよう支援します。</p> <p>【取組内容】 ○母親が自分の気持ちを語り、同じ立場の人の話を聞くことで、自分自身を振り返り安心感を持って育児ができるよう、グループケアを実施します。</p> <p>○実績 ・グループケア参加者数：令和4年度 2人、令和5年度 0人</p> <p>【今後の取組】 ○育児不安の強い産婦をグループワークへの参加につなげることが難しいため、新たな相談事業への移行を検討します。</p> <p>○プレパパ・ママ教室を通じて、妊娠期からの不安軽減や妊婦同士の交流に努めます。</p>			
施策名	子育て世代包括支援センター (こども家庭センターへの移行・拡充)	拡充	子育て 応援室
<p>【目的】 ○地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築します。</p> <p>【取組内容】 ○妊産婦および乳幼児等の実情を把握しました。</p> <p>○妊娠・出産・子育てに関する各種相談、必要な情報提供・助言・保健指導を実施しました。</p> <p>○必要に応じて個別の支援プランの作成（手厚い支援を必要とする者）し、妊娠期からの支援の充実に努めました。</p> <p>○保健医療または医療機関、福祉の関係機関との連絡調整を実施しました。</p> <p>【今後の取組】 ○令和6年4月に設置したこども家庭センターで、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供するための体制を構築していきます。</p>			

主な施策		方向性	担当課
施策名	こども家庭センターの設置	新規	子育て 応援室
<p>【目的】 ○こども家庭センターは、「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の機能を活かしながら、一体的な支援を行う相談機能を強化し、0歳から18歳までの子育て家庭および妊産婦に対し、切れ目のない子育て支援を提供していきます。</p> <p>【取組内容】 ○妊産婦および乳幼児等の実情を把握します。 ○妊娠・出産・育児に関する各種相談、必要な情報提供・助言・保健指導を行います。 ○支援プランを作成します。 ○保険医療または福祉の関係機関との連絡調整を行います。 ○すべての家庭および妊産婦等を対象に、必要な福祉事業全般を行います。 ○要支援児童、要保護児童および特定妊婦等への支援を行います。 ○要保護児童対策地域協議会の調整機関を担います。</p> <p>【今後の取組】 ○こども家庭センターは0歳から18歳までの子どもがいる家庭を対象とし、経済的支援、伴走型相談支援の両面から切れ目のない子育て支援を行うため、関係機関との連携を強め、サポート体制の充実に努めます。</p>			
施策名	産後ケア事業	新規	
<p>【目的】 ○出産後の退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を実施します。</p> <p>【取組内容】 ○令和3年から取り組みを始めており、令和5年度には1件の実績がありました。</p> <p>【今後の取組】 ○引き続き産後の心身のケアと事業の広報に努めます。</p>			
施策名	妊婦等包括相談支援事業	新規	
<p>【目的と今後の取組】 ○妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を包括的に行うことができる体制整備について、支援給付を含めて検討します。</p>			

主な施策		方向性	担当課
施策名	保育所におけるフッ化物洗口	新規	子育て 応援室
<p>【目的】 ○生涯を通じて、なんでもおいしく食べ、心身ともに豊かな生活を送るために必要な歯と口腔の健康を保ちます。フッ化物を応用した1分間のうがいにより歯の質を強くし、むし歯を予防します。</p> <p>【取組内容】 ○令和6年度より、町内保育所の4、5歳児を対象に集団フッ化物洗口を実施します。</p> <p>【今後の取組】 ○子どもたち個人の環境に左右されることなく、すべての子どもたちの今と将来の健康を支えることを目的として、保育所の4、5歳児に対しフッ化物洗口を実施します。また、保護者へのフッ化物洗口の効果と安全性の説明を行い、親子で歯の健康の意識を高めるよう努めます。</p>			

(2) 思春期保健対策の充実

思春期は、一生のうちでも身体面、精神面の発達や変化が著しい時期であり、この時期の心やからだの健康の問題が、生涯の健康に大きな影響を及ぼすことが指摘されています。

性や性感染症予防に関する正しい知識の普及をはじめ、喫煙や薬物に関する教育の推進を図るとともに、学童期・思春期における心やからだの問題についての相談体制の充実を図り、思春期の心やからだの健全な育成に努めます。

主な施策		方向性	担当課
施策名	性に関する正しい知識の普及	継続	学校教育課
<p>【目的】 ○性に関する健全な考え方を育み、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図ります。</p> <p>【取組内容】 ○小学校において、保健体育の授業で性や性感染症に関する授業を実施します。 ○中学校において、学内掲示や保健体育の授業で性に関する知識の普及を行います。</p> <p>【今後の取組】 ○今後も引き続き、児童生徒に対し、教科書やビデオ等を利用した授業を行い、性や性感染症に関する正しい知識の普及に努めます。</p>			
施策名	喫煙や薬物に関する教育の推進	継続	学校教育課
<p>【目的】 ○喫煙や薬物に関する教育を推進することにより、喫煙や薬物に関する正しい知識の普及を図るとともに、子どもの規範意識を高めます。</p> <p>【取組内容】 ○小中学校において薬物乱用防止教室を開催します。(年1回以上)</p> <p>【今後の取組】 ○薬物およびタバコやアルコール等の身近なものが身体に及ぼす影響について、具体的な事例紹介と疑似体験を通じて児童生徒への普及啓発を図り、規範意識を高めることができるよう、今後も継続して実施します。</p>			

主な施策		方向性	担当課
施策名	学童期・思春期における相談体制の充実	継続	学校教育課 健康づくり推進室
<p>【目的】 ○各種相談を通じて、勉学や人間関係等の様々な悩みごとを解決に導き、不登校や不登校傾向となっている児童生徒が集団行動をとれるようケア対応を行います。</p> <p>【取組内容】 ○教育相談担当教員、養護教諭をはじめすべての教職員、いじめ対応アドバイザー、スクールカウンセラーが各種相談対応にあたります。</p> <p>【今後の取組】 ○今後も引き続き、すべての教職員、いじめ対応アドバイザー、スクールカウンセラーが、個々の児童生徒にあわせたきめ細かな心のケアやカウンセリングを行い、児童生徒の問題解決につながるよう、相談体制の充実に努めます。〔学校教育課〕</p> <p>○自殺対策計画の一環として、行政・学校関係者・医療関係者・福祉関係者が連携を図ります。〔健康づくり推進室〕</p>			

(3) 食育の推進

保育所および学校給食の無償化を食育の好機ととらえ、地産地消やアレルギー等に配慮しつつ、保健分野や教育分野をはじめとする様々な分野と連携し、乳幼児期から思春期に畑体験やクッキング実習などを通じて、食に関する学習や情報提供等を行うとともに、食を通じた心身ともに健康な子どもの育成や家族との良好な関係づくりに取り組みます。

朝食の欠食や孤食・偏食等、食生活の乱れや肥満児の増加等、心身の健康問題が子どもたちに生じています。また、幼少期には問題がなくとも、成人後すぐに生活習慣病にかかる人も増加しており、幼少期からの正しい食生活を送ることが必要とされています。

主な施策		方向性	担当課
施策名	乳幼児期における食に関する学習機会や情報の提供	継続	健康づくり推進室
<p>【目的】 ○乳幼児期における食に関する学習機会および情報の提供を通じて、保護者に対し正しい食の知識の啓発を図ります。</p> <p>【取組内容】 ○3、4か月児健診時に、保護者に離乳食相談を実施します。 ○子育て支援センターにおいて毎月第2木曜日に栄養相談を実施します。 ○乳幼児健診（3、4か月児、1歳6か月児、3歳児）時に保護者の栄養相談を実施します。</p> <p>【今後の取組】 ○今後も引き続き、乳幼児期における食に関する学習機会および情報の提供を通じて、保護者に対し正しい食の知識の啓発を図ります。また、個々に応じた対応を行うことにより、保護者の離乳食や幼児食に関する不安の軽減に取り組みます。</p>			

主な施策		方向性	担当課
施策名	食に関する学習機会や情報の提供	継続	健康づくり推進室
<p>【目的】 ○幼児期から思春期において、調理実習等の体験を通じて食の大切さや知識を学ぶとともに、各種団体と連携して食生活の重要性の啓発を図ります。</p> <p>【取組内容】 ○子ども料理教室を開催します。 ○認定こども園において食育に関するチラシを配布します。 ○実績（令和5年度） ・子ども料理教室参加者数：子ども43人</p> <p>【今後の取組】 ○今後も引き続き幼児期から思春期において、調理実習等の体験を通じて食の大切さや知識を学ぶとともに、各種団体と情報共有を行うなど、連携して食生活の重要性の啓発を図ります。</p>			
施策名	保育所における食育の推進	新規	子育て 応援室
<p>【目的】 ○子どもが自分の健康を守り、豊かな食生活ができる力を育むよう、給食や保育所生活全体を通して食育を推進します。</p> <p>【取組内容】 ・令和6年度より、町内の保育所で温かいごはんを提供する完全給食を実施します。 ・野菜を栽培し収穫した素材でのクッキング体験、梅干しづくりなどを行います。 ・旬の地元食材を使い、うす味で素材の持ち味を感じられるよう調理を心がけ、確かな味覚を育てます。 ・行事食を取り入れ、郷土料理や地域の食文化への関心を深めます。 ・玄関に給食メニューを展示し、親子の食事の会話のきっかけを作ります。</p> <p>【今後の取組】 ○各年齢の発達に合わせた食事で、食育を進めます。 ○主食の提供により、バリエーション豊かな給食を提供します。</p>			

4 配慮が必要な子ども・家庭を支える仕組みづくり

(1) 児童虐待防止対策の推進および早期療育支援

子どもは健康に生まれ、健やかに成長することができる権利を持っており、あらゆる種類の差別や虐待から守られなければなりません。

保健、福祉、医療、教育、警察等関係機関の連携のもと、早期発見・早期対応に努め、子どもの虐待の発生予防に取り組みます。また、虐待に関する相談体制の強化・充実を図るとともに、対処方法など広く虐待防止に係る情報の提供に努めます。

主な施策		方向性	担当課
施策名	要保護児童への支援体制の充実	継続	子育て 応援室
<p>【目的】</p> <p>○要保護児童が適切な支援を受けながら良好な家庭環境で生活することができるよう、子育てに関係する機関が情報および考え方の共有を図るとともに、児童相談所と行政が連携して要保護児童への支援を行います。</p> <p>【取組内容】</p> <p>○要保護児童対策地域協議会を開催します。(年1回)</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関が要保護児童に関する情報や考え方を共有します。 <p>○進行管理会議を開催します。(年3回)</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童相談所と定期的に要保護児童に関する情報を共有し、今後の進展を想定および目標設定を行います。 <p>○主任児童委員との意見交換会を開催します。(年1回)</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報共有を図ります。 <p>○中学校および小学校の巡回(年1回)</p> <ul style="list-style-type: none"> 主任児童委員と合同で学校を巡回し、情報共有を図り信頼関係を構築します。 <p>○個別ケース会議の開催(随時)</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象児童にかかわっている団体が参加し、情報や目的を共有します。 <p>○虐待の未然防止活動(随時)</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係団体とともにリスク要因のある家庭の見守りおよびフォローを行います。 <p>【今後の取組】</p> <p>○今後も引き続き、要保護児童等に対し、行政と子育て支援の関係団体が連携し、適切な対処を行うことができるよう取り組みます。</p> <p>○関係行政機関や民間団体と連携し、個々のケースの解決につながるような取り組みに向けた虐待防止ネットワークの強化を図っていきます。</p> <p>○虐待に関する相談先などについて啓発活動を行い、住民への周知徹底を図ります。</p>			

主な施策		方向性	担当課
施策名	虐待の早期発見・早期対応の充実	拡充	子育て 応援室
<p>【目的】 ○子どもの年齢が低いほど虐待のリスクが高いため、早い段階で虐待につながらないように、保護者への働きかけを行います。</p> <p>【取組内容】 ○伴走型相談支援を通じて育児不安や家庭関係に悩み孤立している母親を把握し、妊娠期から予防的な介入を行います。</p> <p>【今後の取組】 ○妊娠期から課題を抱える母親に対しては、相談支援等を通して介入していきます。また、産後は養育支援訪問事業や産後訪問から必要な支援につなげていきます。</p>			
施策名	虐待に関する情報の周知	継続	子育て 応援室
<p>【目的】 ○児童虐待の防止や早期発見のため、児童虐待に関する情報の周知を行います。</p> <p>【取組内容】 ○どのような行為が虐待であるか、虐待を目撃した場合の対処方法を広報やホームページ、ケーブルテレビで周知します。11月の虐待防止月間にはオレンジリボンキャンペーンとして、文化祭参加者にチラシ等の配布を行います。</p> <p>【今後の取組】 ○今後も引き続き、虐待に関する情報の周知に努めます。</p>			

主な施策		方向性	担当課
施策名	発達支援事業	新規	子育て 応援室
<p>【目的】 ○発達や情緒、社会性に課題がある児童を早期に発見し、育児の困難さや子育てのニーズを踏まえながら必要な支援に繋がります。</p> <p>【取組内容】 ○1歳6か月児、3歳児健診、5歳児健診後の保育所を巡回し、経過を観察します。 ○発達に課題がある子をもつ保護者に対し、個別の心理士相談を通して、具体的な助言や医療機関等の受診勧奨を実施します。 ○年中児を対象に発達の確認を行い、就学に向けた課題を早期に把握するとともに、保護者との面談を通して不安や悩みの解決に努めます。</p> <p>【今後の取組】 ○巡回や5歳児健診で把握した課題について、保育所や学校教育課等と連携しながら早期支援介入に努めます。</p>			

(2) 障害のある子どもの自立支援

身近な地域で安心して生活できるよう、小学校や保健所、保育所など関係機関が連携し、気になる児童や障害等により支援が必要な子どもの健全な発達を支援できる体制を整えることが必要です。

発達障害を含む支援の必要な子どもが自立し、社会参加に必要な力を養うため市内の関係課の連携や地域の関係機関との連携強化を図りながら、特別支援教育の充実等の取り組みを進めます。

主な施策		方向性	担当課
施策名	療育体制の整備	拡充	子育て 応援室
<p>【目的】 ○障害のある子どもに対し、障害の種類や程度に応じた適切な療育支援や居場所づくりが行えるよう、保健、福祉、医療、教育等の関係機関の連携強化に努め、療育体制を整えます。</p> <p>【取組内容】 ○日中一時支援、放課後等デイサービスを行います。</p> <p>【今後の取組】 ○今後も引き続き、障害の種類や程度に応じた適切な療育支援や居場所づくりのための療育体制を整えることで、障害のある子どもの生活能力の向上および社会との交流促進を図ります。 ○利用ニーズが高まっている放課後等デイサービスについて、町外の事業所と連携を図ります。 ○医療的ケア児に対する支援のため、関係機関との連携を図ります。</p>			
施策名	特別支援教育の充実	継続	学校教育課
<p>【目的】 ○特別支援学級に在籍する児童生徒が学習への意欲を高め、安定した学校生活を送ることができるよう、特別支援教育の充実を図ります。</p> <p>【取組内容】 ○専門相談員の指導による、校内検討会を開催します。 ○各小中学校への学校支援員を配置します。</p> <p>【今後の取組】 ○今後も引き続き、学校支援員が児童生徒に対し適切な支援を行えるよう、情報伝達や連携を強化し、支援体制の整備に取り組めます。 ○不足している支援員の人材確保に努めるとともに、教職員の資質向上に努めます。</p>			

主な施策		方向性	担当課
施策名	認定こども園や放課後児童健全育成事業における障害のある子どもの受け入れ	継続	子育て 応援室
<p>【目的】 ○すべての子どもが等しく認定こども園や放課後児童クラブを利用できるよう環境を整備します。</p> <p>【取組内容】 ○職員への関連スキルの習得促進 ○児童心理士による認定こども園巡回指導(令和6年度には放課後児童クラブにも巡回指導を実施)</p> <p>【今後の取組】 ○今後も引き続き、職員に対し研修への参加を促進することにより職員のスキル向上を図るとともに、発達障害者支援センターの巡回指導により個々の子どもへの適切な対応が行われるよう努めます。 ○今後は、他団体との情報連携を強化し、支援の充実を図るとともに、放課後児童クラブにおいても児童心理士が巡回指導を行う予定です。</p>			
施策名	特別児童扶養手当（県事業）	継続	子育て 応援室
<p>【目的】 ○障害のある子どもを養育している保護者に対し手当を支給することにより、保護者の経済的負担の軽減と児童の福祉の増進を図ります。</p> <p>【取組内容】 ○精神または身体に障害のある20歳未満の子どもを養育している保護者に手当を支給します。 ○実績（令和5年度末） ・支給対象児童数：23人</p> <p>【今後の取組】 ○今後も引き続き、障害のある子どもの保護者に対し、手当を支給することにより、保護者の経済的負担の軽減と児童の福祉の増進を図ります。</p>			

主な施策		方向性	担当課
施策名	育成医療（県事業）	継続	子育て 応援室
<p>【目的】</p> <p>○障害のある子どもを養育している保護者に対し、手術等の障害の改善につながる治療等にかかる費用を助成することにより、保護者の経済的負担の軽減と児童の福祉の増進を図ります。</p> <p>【取組内容】</p> <p>○身体に障害のある18歳未満の子どもが、手術等によってその障害の改善が見込まれる場合、その医療費を助成します。</p> <p>○実績（令和5年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給対象人数：4人 ・給付金額：46万円 <p>【今後の取組】</p> <p>○今後も引き続き、障害のある子どもの保護者に対し、障害の改善にかかる医療費を助成することにより、保護者の経済的負担の軽減と児童の福祉の増進を図ります。</p>			
施策名	子育て支援連絡会	継続	子育て 応援室
<p>【目的】</p> <p>○子育て支援連絡会の開催を通じて関係機関が連携・情報共有を行い、必要な支援や支援機関に適切につなげることにより、発育および発達、養育環境等に問題を抱える乳幼児等の健全育成を図ります。</p> <p>【取組内容】</p> <p>○子育て支援連絡会の開催（年1回、9月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援が必要な乳幼児に対し、発達障害者支援センター「パース」（心理士）からの助言をもとに、関係機関が連携し、情報共有と支援方法を検討します。 <p>【今後の取組】</p> <p>○今後も引き続き連絡会を開催し、支援が必要な子どもに対して理解を深めるとともに、その結果を教育委員会につなぎ、就学支援を行います。</p> <p>○対象者が小学校入学以降も切れ目のない支援を受けることができるよう、学校等と連携して就学後の情報共有に努めます。</p>			

(3) ひとり親家庭への支援

近年の不安定な社会風潮や不透明な経済情勢等から、離婚等を原因とするひとり親家庭は今後も増加するものと考えられますが、ひとり親家庭の親は生計を支えながら家事と育児をこなさなければならず、肉体的にも精神的にも大きな負担を抱えています。

児童の健全な育成と保護者の負担軽減を図るため、ひとり親家庭の自立に向けた就労支援や精神的な負担の軽減、様々な悩みを解決するための相談支援の充実を図ります。

主な施策		方向性	担当課
施策名	相談体制の充実（県事業）	継続	
<p>【目的】 ○ひとり親家庭の母親または父親に対し、能登中部保健福祉センターの専門員および町母子寡婦福祉協議会のメンバーが、経済的な困りごと等の様々な相談に対応し、必要に応じて適切な支援機関につなぎます。</p> <p>【取組内容】 ○ひとり親家庭からの相談に対応します。（毎月第2木曜午前10時半～午後3時、町民センター「アステラス」にて要予約制）</p> <p>【今後の取組】 ○ひとり親家庭が抱える不安や負担の軽減につながるよう、今後も引き続き、相談にのったり、話を聞いたりする場の提供を行い、必要に応じて支援機関につなぎます。</p>			
施策名	ひとり親家庭等医療費給付	継続	子育て 応援室
<p>【目的】 ○ひとり親家庭の母親・父親・児童、または父母のいない子どもの通院や入院にかかる医療費を給付することで、経済的な支援と疾病の早期発見および治療の促進を行うことにより、子どもの健康と福祉の増進を図ります。</p> <p>【取組内容】 ○母親または父親に対し、月額1,000円の自己負担を控除した額を給付します。 ○子どもに対し、自己負担分を給付します。（医療機関窓口無料化または償還払い）</p> <p>○実績（令和5年度） ・支給対象人数：147人 ・給付金額：336万円</p> <p>【今後の取組】 ○今後も引き続き、医療費の給付を通じてひとり親家庭等を経済的に支援し、疾病の早期発見および治療を促進していきます。</p>			

主な施策		方向性	担当課
施策名	児童扶養手当（県事業）	継続	子育て 応援室
<p>【目的】 ○父母が婚姻を解消した子ども等を監護している母親または父親、および父母に代わってその子どもを養育している人に対し手当を支給することにより、経済的支援を行います。</p> <p>【取組内容】 ○父母の婚姻の解消等でひとり親等になった子どもの早期把握により、制度説明と早期手続きを促します。 ・支給対象：0歳から18歳に達して最初の3月31日までの間にある子ども ・支給額：所得に応じて変動 ・支給月：年6回 ○実績（令和5年度） ・支給対象人数：58人</p> <p>【今後の取組】 ○継続して、ひとり親家庭等の経済的負担の軽減に努めます。 ○申請における面談で必要事項の確認を行い、申請書記載には記入漏れ、記載間違い等がないか十分な確認を行います。</p>			
施策名	ひとり親家庭の子どもへの学習支援事業	継続	子育て 応援室
<p>【目的】 ○子どもが気軽に相談できる場を提供し、子どもの学習の意欲向上と精神的安定を図ります。</p> <p>【取組内容】 ○子どもが学習および進路について気軽に相談できる場を提供し、地域おこし協力隊や学生、食生活改善推進委員も加わる学習サポーターが対応しました。</p> <p>○実績（令和5年度） ・小学生：参加者数8人、サマースクール 3回、サポーター数3人 ・中学生：参加者数4人、（9～11月）12回、サポーター数2人</p> <p>【今後の取組】 ○今後も引き続き、子どもに学習および進路について気軽に相談できる場を提供します。 ○参加者が減少しているため、制度の周知に努めます。 ○看護大の学生に声かけをし、今後のサポーターの増員を図ります。</p>			

(4) 子どもの貧困対策の推進

近年、全国的に「子どもの貧困対策」の重要性が問われるようになっており、経済的に困難を抱える子育て家庭の子どもたちに、十分な教育や食を提供することや金銭的な支援を行うこと、保護者の自立支援に取り組むことなどが必要とされています。

子どもの貧困対策に取り組むために現状の把握や、先進事例等の調査を進めるとともに、経済的に困難を抱える子育て家庭に対する支援体制の構築について進めます。

主な施策		方向性	担当課
施策名	子どもの貧困対策を進めるための調査・研究	継続	
<p>【目的】 ○貧困が子どもの将来に悪影響を及ぼさないように、子どもの貧困対策に取り組めます。</p> <p>【取組内容】 ○町内の経済的に困難を抱える子育て家庭の把握が不十分だったため、令和5年度実施のニーズ調査を活用し、現状分析および課題整理を行います。</p> <p>【今後の取組】 ○国や先進事例の取り組みについて情報収集を進めるとともに、町内の経済的に困難を抱える子育て家庭の把握を行い、本町の子どもの貧困対策の取り組み方針を定めます。 ○こども家庭センターや関係機関と連携し、情報収集に努めます。</p>			
施策名	生活困窮世帯への学習支援事業（県事業）	継続	子育て 応援室
<p>【目的】 ○経済的な理由で、十分な学習を受けることができない子どもに、学習機会を設け、すべての子どもが「確かな学力」を身につけられるように支援を行います。</p> <p>【取組内容】 ○ひとり親家庭の子どもへの学習支援事業と合同で行います。 ・対象者：小学生・中学生・高校生で、生活保護受給世帯、就学援助受給世帯、教育費負担軽減奨学金受給世帯に該当する世帯の子ども ○子どもが学習および進路について気軽に相談できる場を提供し、学生や食生活改善推進委員も加わる学習サポーターが対応しました。 ・小学生：サマースクール3回（年間）・中高生：約12回（年間）</p> <p>【今後の取組】 ○今後も引き続き、子どもに学習および進路について気軽に相談できる場を提供します。 ○参加者が減少しているため、制度の周知に努めるとともに、看護大の学生に声かけをするなど学習サポーターの増員を図ります。</p>			

主な施策		方向性	担当課
施策名	関係機関への子どもの貧困対策についての周知啓発	継続	子育て 応援室
<p>【目的】 ○まだ認知度の高くない子どもの貧困問題について、住民および子育て支援に関する団体等に周知啓発を行います。</p> <p>【取組内容】 ○ホームページで子どもの貧困問題について周知啓発を行います。</p> <p>【今後の取組】 ○広報やホームページ等を積極的に利用し、子どもの貧困問題について積極的に周知します。また、子どもに関係する団体等に対して、積極的に啓発活動を行います。</p>			
施策名	児童生徒就学援助支給制度	継続	学校教育課
<p>【目的】 ○経済的な理由で、小中学校への就学が困難と認められる児童生徒の保護者に学用品費や給食費など就学に必要な経費の一部を援助します。</p> <p>【取組内容】 ○就学援助を受けることができる方：本町に住所を有し、かつ、町立小中学校に在学している児童生徒の保護者で次の①～⑤のいずれかに該当する方</p> <p>①生活保護を受けている人 ②町民税が非課税、または減免されている人 ③固定資産税、国民健康保険税、国民年金の掛け金が減免などされている人 ④児童扶養手当を受給されている人 ⑤同一の生計を営む世帯全員の前年の総所得金額等が、宝達志水町教育委員会で定める認定基準所得基準金額に満たない人（認定基準所得金額は家族構成や年齢によって異なります）</p> <p>○就学援助費の支給対象：①学用品費、通学用品費、校外活動費、②新入学児童生徒学用品費など（小中学校1年生に限る）、③修学旅行費、④学校給食費、⑤オンライン学習通信費</p> <p>【今後の取組】 ○義務教育を円滑に受けられることができるように制度の周知を行い、就学援助による支援が十分得られるように取り組みます。</p>			

主な施策		方向性	担当課
施策名	適応指導教室の設置	新規	学校教育課
<p>【目的】</p> <p>○学校生活に不安や悩みがあったり、生活リズムの乱れから登校しづらかったりする児童生徒に安心して過ごすことができる居場所、学校復帰のための自立を促す場を提供します。</p> <p>【取組内容】</p> <p>○不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談・適応指導を行うことにより、学校復帰のための自立を促します。</p> <p>○教員免許を有する指導員が適応指導および保護者の相談対応にあたります。</p> <p>【今後の取組】</p> <p>○不登校児童生徒や保護者の相談への対応。</p> <p>○基本的な生活習慣の改善および集団生活への適応支援。</p> <p>○基礎学力を補充する学習指導や自学自習の支援。</p> <p>○関係機関、関係団体との連携。</p>			
施策名	児童育成支援拠点事業（子どもの居場所支援）	新規	子育て 応援室
<p>【今後の取組】</p> <p>○虐待や不登校など、養育環境等の課題を抱える主に学齢期の児童を対象に、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等ができる児童の居場所となる拠点開設に向け、検討を進めます。</p>			

主な施策		方向性	担当課
施策名	子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）	新規	子育て 応援室
<p>【目的】 ○要支援児童、要保護児童およびその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む）に、世帯を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行います。</p> <p>【取組内容】 ○令和5年度から取り組みを進めており、本町の対象者は15世帯であるが実績はありません。</p> <p>【今後の取組】 ○対象者の把握を進め、事業の周知に努めます。</p>			
施策名	親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）	新規	子育て 応援室
<p>【今後の取組】 ○要支援児童、要保護児童およびその保護者、特定妊婦等を対象に、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達の状況等に応じた支援について検討します。</p>			

5 仕事と家庭を両立させる環境づくり

(1) 仕事と家庭（子育て）の両立

保育所等での多様なサービス提供で共働き共育てへの支援を進め、すべての人が仕事と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がとれた多様な働き方を選択できる環境を整備するとともに、働き方の見直しを進めることが求められています。

家庭の子育て機能を高めるために企業等の理解と支援を求めていく一方で、子育て世帯における仕事と家庭（子育て）の両立を図るための意識啓発や各種制度の普及啓発を進めます。

主な施策		方向性	担当課
施策名	ワーク・ライフ・バランスの普及啓発	継続	商工観光課
<p>【目的】 ○企業・団体に対し、雇用に関する法制度の情報提供の普及に努め、啓発を行います。</p> <p>【取組内容】 ○公共施設等への関係機関が発行するポスター掲示やパンフレットを設置しました。</p> <p>【今後の取組】 ○公共施設等のポスター掲示は掲示物が多いため、より効果的な周知が行えるよう、紙媒体以外での周知方法について検討します。</p>			
施策名	家庭における男女共同参画意識の啓発	継続	生涯学習課
<p>【目的】 ○男女が互いの人格を尊重し、相手の立場を理解し、助け合えるような人間形成を図れるよう、家庭教育に関する学習機会を提供します。</p> <p>【取組内容】 ○子ども対象：放課後児童クラブ等において、子どもにもわかりやすい紙芝居や絵本の読み聞かせの上演や意見交換等を通じて、男女共同参画啓発活動を実施します。 ○大人対象：ふらっとミニセミナー（講演会）を開催します。</p> <p>【今後の取組】 ○男女が互いに相手を思いやり、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく自分の個性と能力を発揮できるよう、今後も引き続き、子どもから大人まで幅広い世代に対し講演会や出前講座を実施することを通じて、男女平等の意識啓発活動を行います。</p>			

主な施策		方向性	担当課
施策名	各種制度の普及啓発	拡充	
<p>【目的】</p> <p>○企業・団体に対し、雇用に関する法制度の情報提供とその普及に努め、啓発を行います。〔商工観光課〕</p> <p>○子育て支援事業の周知、認知度拡大を図ります。〔子育て応援室〕</p> <p>【取組内容】</p> <p>○公共施設等へ関係機関が発行するポスター掲示やパンフレットを設置しました。〔商工観光課〕</p> <p>○保護者が多様な教育・保育サービスや地域子ども・子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう支援を行います。〔子育て応援室〕</p> <p>【今後の取組】</p> <p>○公共施設等のポスター掲示は掲示物が多いため、より効果的な周知が行えるよう、紙媒体以外での周知方法について検討します。〔商工観光課〕</p> <p>○今後も引き続き、広報やホームページ等での子育て情報提供を充実し、子育て支援情報の周知を図ります。また今後は、母子手帳交付時や乳幼児健診時等の機会を捉えて、これから利用が見込まれる事業のパンフレット等を配布することにより、個別の情報周知の強化を図ります。〔子育て応援室〕</p>			<p>商工観光課</p> <p>子育て 応援室</p>

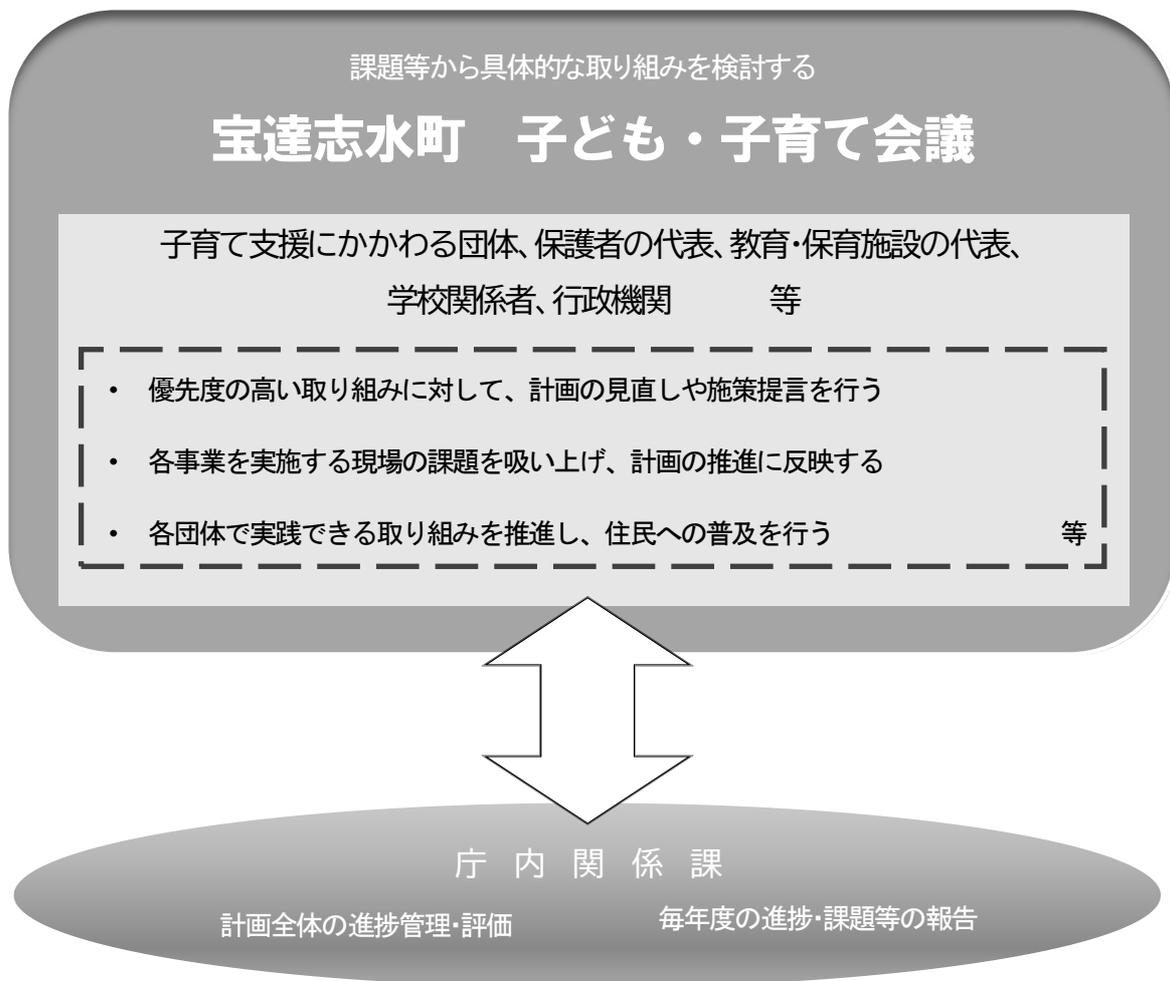
第6章 計画の推進

1 計画の進行管理

本計画を実効性のあるものとして推進するためには、計画に基づく施策の進捗状況とともに、計画全体の成果を検証することが重要です。

そのため、「宝達志水町子ども・子育て会議」や庁内関係課において、その進捗状況を確認・評価していきます。

また、施策の実施にあたっては、柔軟で総合的な取り組みが必要であることから、検証した結果に基づき、必要に応じ改善を図るため、各年度に施策の見直しを行い、計画を修正していきます。



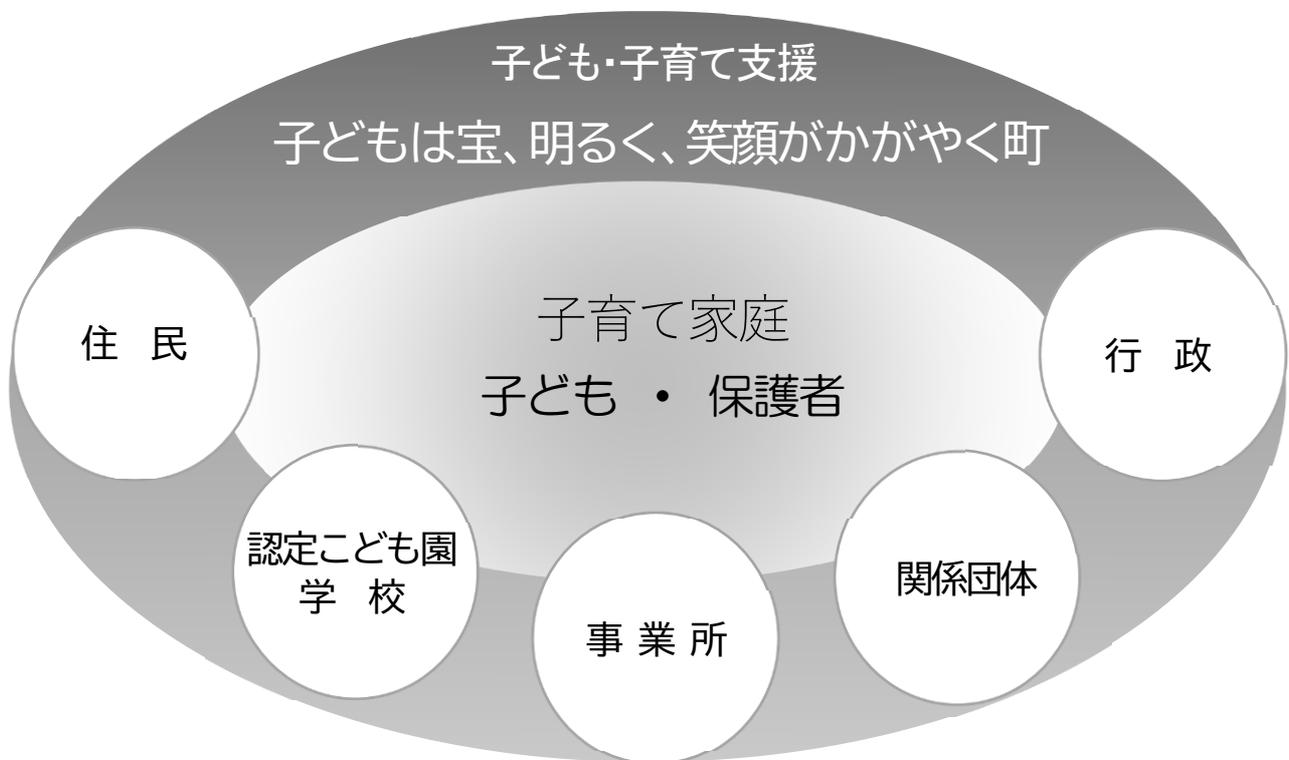
2 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、教育・保育事業に対する住民のニーズに応じていくため、必要なサービスの量の確保・拡大と多様化も含む質の向上の実現をめざしていきます。

計画では、幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや提供体制の確保の内容およびその時期等を定めました。

そのため、地域の関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、認定こども園や子育て家庭、事業者、関係団体、学校、住民等、幅広い意見を取り入れながら取り組みを広げていきます。

■実施主体の協力・連携



資料編

Ⅰ 宝達志水町子ども・子育て会議条例

平成26年3月24日
条例第1号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。次条第2項において「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、宝達志水町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 会議の委員は、子どもの保護者（法第6条第1項に規定する子どもの保護者（同条第2項に規定する保護者をいう。）をいう。）、事業主を代表する者、子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下この項において同じ。）に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他町長が適当と認める者のうちから、町長が委嘱する。

(委員の任期)

第3条 会議の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第5条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会議は、必要であると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、健康福祉課において処理する。

(会議の運営)

第7条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期に関する特例)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後、最初に委嘱される委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

3 施行日以後に最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

2 宝達志水町子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略)

区分	氏名	所属および役職等
子どもの保護者	村井 傑	宝達志水町立保育所保護者代表 (相見保育所)
	杉中 俊介	宝達志水町立保育所保護者代表 (南部保育所)
	荒川 光	宝達志水町PTA連合会副会長 (押水第一小学校PTA会長)
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	側垣 二也	児童福祉施設代表 (社会福祉法人聖ヨハネ会 理事長)
	飯貝 孝介	幼稚園施設代表 (学校法人はくい幼稚園 園長)
	吉井 一貴	宝達志水町社会福祉協議会事務局長 (町立保育所指定管理者)
	木村 君枝	宝達志水町保育士会会長 (相見保育所長)
	基村 俊成	宝達志水町校長会代表 (押水第一小学校長)
	中村 春美	事業主代表 (参天製薬株式会社能登工場)
	坂室 恵美	助産師 (助産院 muro)
子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	越田 涼水	石川県七尾児童相談所児童福祉司
	松川 治美	宝達志水町主任児童委員

第3期宝達志水町子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

発行 宝達志水町 健康福祉課 子育て応援室

〒929-1311 石川県羽咋郡宝達志水町門前サ11番地

TEL : 0767-28-5526

FAX : 0767-28-5569